

平成 25 年度 第 10 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 26 年(2014 年)3 月 13 日(木)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:碧水ホール

1 開 会

2 第9回会議録の確認について

3 想定される項目の部会分け(案)について

4 部会の班分けについて

5 提言書の形式について

6 今後のスケジュールについて

7 その他

8 閉 会

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

馬場副委員長  
(元自治振興会委員)

小林委員  
(四日市大学教授)

吳竹委員  
(政策推進課長)

森島委員  
(信楽地域市民センター課長補佐)

Eグループ

黄瀬委員  
(社会福祉協議会副会長)

廣岡委員  
(佐山地域市民センター課長補佐)

安達委員  
(チアーズ・ステーション代表)

村上委員  
(区長連合会会長)

袖口委員  
(土山地域市民センター課長補佐)

中尾委員  
(公共交通推進室長)

太田委員  
(総務課係長)

寺田委員  
(神山いい顔づくり委員会)

林委員  
(生活環境課係長)

増山委員  
(土山サッカースポーツ少年団代表)

谷委員  
(山内地域市民センター係長)

橋本委員  
(甲南第一地域市民センター課長補佐)

Aグループ

Bグループ

Eグループ

Dグループ

西村委員  
(商工政策課係長)

田中委員  
(人材活性化運営委員)

今井委員  
(社会福祉課係長)

山川委員  
(みなくち自治振興会会長)

藤村委員  
(綾野地域市民センター課長補佐)

松井委員  
(上水道課係長)

三浦委員  
(現総合計画策定審議会委員)

奥山委員  
(甲賀大原地域市民センター課長補佐)

大原委員  
(更生保護女性会会長)

田嶋委員  
(甲南第二地域市民センター係長)

奥野委員  
(こころはなまる顧問)

藤田委員  
(建設事業課係長)

Cグループ

田原委員  
(教育総務課係長)

澤田委員  
(法務室長補佐)

橋本委員  
(宮地区自治振興会副会長)

徳田委員  
(危機管理課係長)

田村委員  
(佐山学区自治振興委員)

古谷委員  
(多羅尾地域市民センター課長補佐)

事務局

中島委員  
(地域コミュニティ推進室長)

清水委員  
(地域コミュニティ推進室室長補佐)

築島主査  
(地域コミュニティ推進室)

川上主査  
(地域コミュニティ推進室)

大平コーディネーター  
(あいっか市民活動ボランティアセンター)

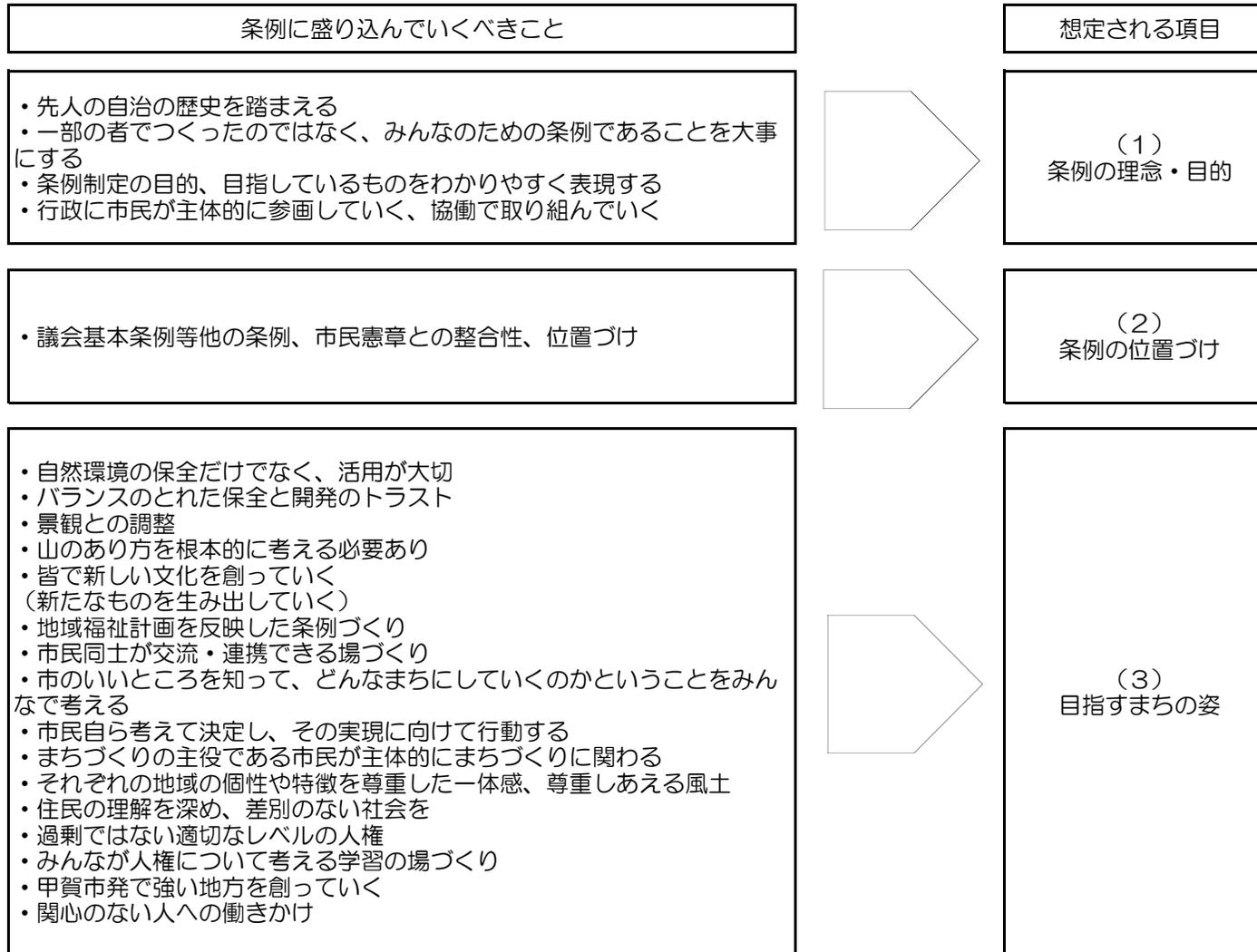
宮治コーディネーター  
(あいっか市民活動ボランティアセンター)

傍聴席

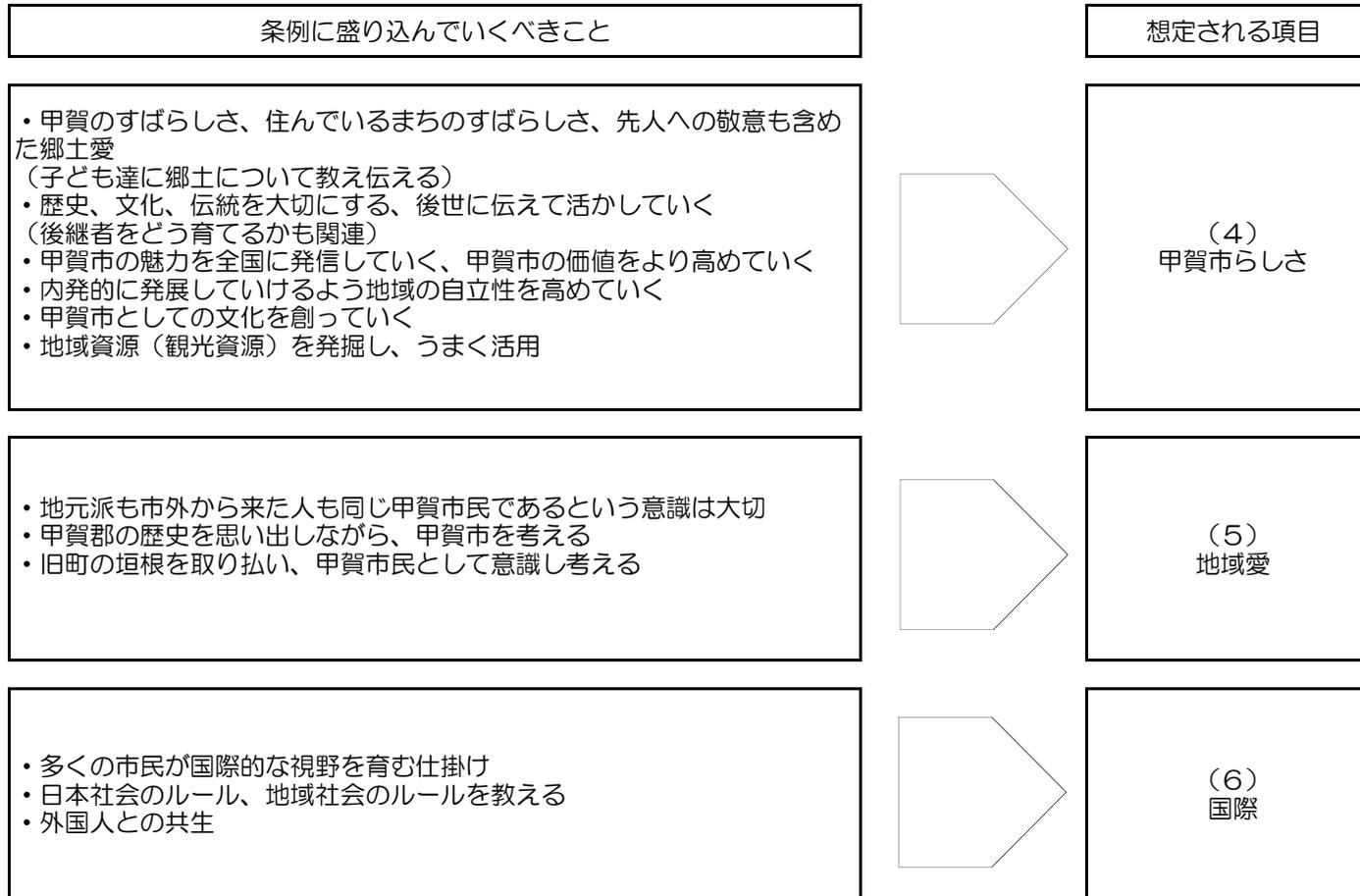
ステージ

出入口

これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容



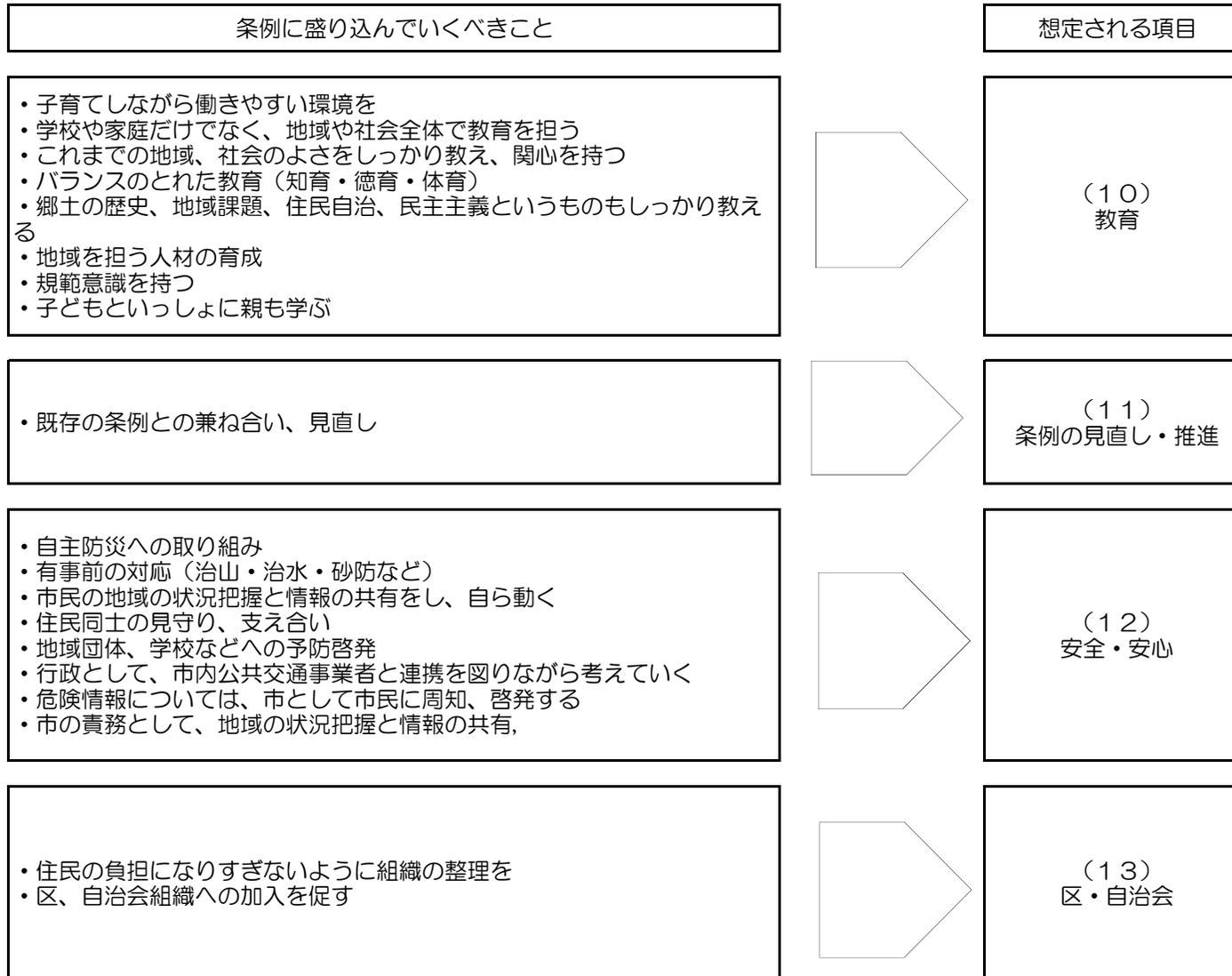
これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容



これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容

条例に盛り込んでいくべきこと	想定される項目
<p>年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人とのつながり、思いやりの心</li> <li>・若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築</li> <li>・子育てしやすい体制づくり</li> <li>・若者が活躍できる素地を</li> <li>・小さな子どもも参画できるまちづくり</li> <li>・地域の力、支え合うことで安心して学べる仕組みづくり</li> <li>・子ども目線にたった子育て、子どもに接する大人のあり方</li> <li>・地域の大人が協力しあって支えていく</li> <li>・子どもが夢中になれるものを</li> <li>・人や組織を育てて活かしていく</li> <li>・子ども達が外で安心して遊べる場づくり</li> </ul>	<p>(7) 子ども</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のサポート体制</li> <li>・高齢者の積極的な社会参加、高齢者は重要なまちづくりの担い手</li> <li>・高齢者が生きがいを感じることができる施策</li> <li>・高齢者の能力を十分に発揮していただく</li> <li>・地域福祉計画を反映した条例づくり</li> <li>・高齢者に対する周りの人たちの理解を深める</li> </ul>	<p>(8) 高齢者</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の強化</li> <li>・高齢者や障がい者に対する周りの人たちの理解を深める</li> <li>・障がい児に対する周りの人たちの理解を深める</li> <li>・障がい児、障がい者についての理解を深める場を</li> </ul>	<p>(9) 障がい者</p>

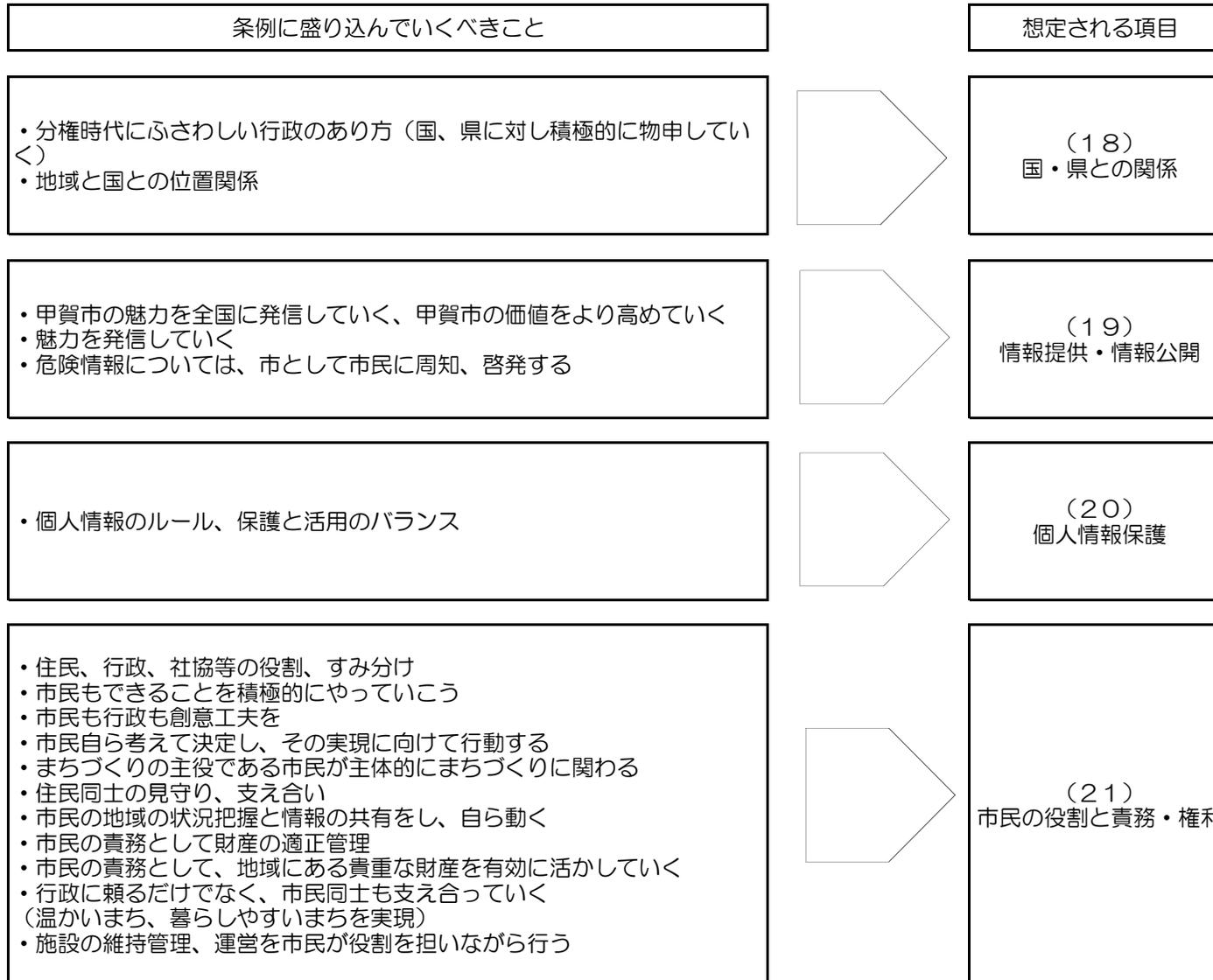
これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容



これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容

条例に盛り込んでいくべきこと	想定される項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治振興会と市との関わり、設立した目的</li> <li>• 自治振興会と区・自治会、地区社協の役割、すみ分け</li> <li>• 区・自治振興会活動に参加を促す仕組み</li> <li>• 自治振興会と区との一体的な運営</li> <li>• サポートしあう支援・見守りの体制</li> <li>• 自治振興会の活動拠点整備 (自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある)</li> </ul>	<p>(14) 自治振興会</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 団体の活動発信、連携</li> <li>• 参加したい、自分たちで物事を決めていきたい</li> </ul>	<p>(15) 市民活動 (NPO)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 参加したい、自分たちで物事を決めていきたい</li> <li>• 年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障</li> <li>• 若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築</li> <li>• 小さな子どもも参画できるまちづくり</li> <li>• 高齢者の積極的な社会参加、高齢者は重要なまちづくりの担い手</li> </ul>	<p>(16) 市民参加</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民と行政との協働</li> <li>• 協働のルール</li> <li>• 行政と住民のパートナーシップ</li> </ul>	<p>(17) 協働</p>

これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容



これまでの議論から抽出された条例への盛り込みを検討する内容

条例に盛り込んでいくべきこと	想定される項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、企業も地域社会の一員としての自覚をもつ（地域に根付くように）</li> <li>・立地企業も地域社会の一員としての責任を自覚（地域を大切にしてください）</li> <li>・地場産業の育成、人の育成</li> <li>・人や組織を育てて活かしていく</li> <li>・持続可能な地域社会を創造する。目指していく。</li> <li>・魅力を発信していく</li> <li>・起業する人を育てていく</li> </ul>	<p>(22) 企業の役割と責務</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例等他の条例、市民憲章との整合性、位置づけ</li> </ul>	<p>(23) 議会・議員の役割と責務</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民、行政、社協等の役割、すみ分け</li> <li>・行政はまちづくりのプロとしての役割を果たす</li> <li>・分権時代にふさわしい行政のあり方（国、県に対し積極的に物申していく）</li> <li>・市民意識の高揚やまちづくりへの関心を高める働きかけ（仕掛け）</li> <li>・地域住民へのサポート</li> <li>・市の責務として、地域の状況把握と情報の共有</li> </ul>	<p>(24) 市長等行政の役割と責務</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携（土地利用計画）</li> <li>・説明責任</li> <li>・納税に見合う行政サービスの提供を</li> <li>・公平性</li> <li>・透明性</li> <li>・行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく</li> <li>・市民の安全を守れるようなことを優先した社会資本の維持、整備</li> <li>・個人の空き家も含め、既存施設の有効利用</li> <li>・市の既存施設有効活用</li> <li>・若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築</li> </ul>	<p>(25) 市政の運営</p>

## 想定される項目の部会分け（案）

【第1部会】位置づけ・理念・人権	(1) 条例の理念・目的
	(2) 条例の位置づけ
	(3) 目指すまちの姿
	(4) 甲賀市らしさ
	(5) 地域愛
	(6) 国際
	(7) 子ども
	(8) 高齢者
	(9) 障がい者
	(10) 教育
	(11) 条例の見直し・推進

【第3部会】役割・責務・市政運営	(18) 国・県との関係
	(19) 情報提供・情報公開
	(20) 個人情報保護
	(21) 市民の役割と責務・権利
	(22) 企業の役割と責務
	(23) 議会・議員の役割と責務
	(24) 市長等行政の役割と責務
	(25) 市政の運営

最後に調整	(26) 言葉の定義
	(27) 市民の定義

【第2部会】自治振興会・市民参加・協働	(12) 安全・安心
	(13) 区・自治会
	(14) 自治振興会
	(15) 市民活動(NPO)
	(16) 市民参加
	(17) 協働

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
① 自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空気がよい (A) (D)</li> <li>• 自然が多い (A) (D)</li> <li>• 自然が豊か (A) (C) (E)</li> <li>• 住みやすい、自然がある (B)</li> <li>• 自然に恵まれてゆとりや余暇を楽しめるフィールドとなっている (B)</li> <li>• 豊かな自然を活かした遊び場がある (C)</li> <li>• 自然環境に恵まれている (D)</li> <li>• 里山がある (D)</li> <li>• 緑が多い (D)</li> <li>• そこここ田舎 (D) (E)</li> <li>• 自然と生活できる (D)</li> <li>• 水がおいしいところ (D)</li> <li>• 水が豊富 (D)</li> <li>• 山、川が美しい (E)</li> <li>• 琵琶湖の水を飲んでいない (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• せっかくの自然を活かせていない (A)</li> <li>• 特定外来種が発見されるようになった（セアカゴケグモ） (B)</li> <li>• 獣害が多い (D) (E)</li> <li>• 大きな川がありながら荒れている (D)</li> <li>• 廃屋や耕作放棄地が増えてきた (D)</li> <li>• 田舎 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市環境基本条例</li> <li>• 甲賀市環境基本計画</li> <li>• 甲賀市地域新エネルギービジョン</li> <li>• ラブアースこうか2012（第2期甲賀市地球温暖化対策実施計画）</li> <li>• 甲賀市の風景を守り育てる条例</li> <li>• 甲賀市地域鳥獣被害防止計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然環境保全（ハード面は行政が担うなど、市民との対話における役割分担を明記） (A)</li> <li>• 自然保護 (A)</li> <li>• 自然を大切に守る (A)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈(例) 廃屋〉</li> <li>• 市民の責務として財産の適正管理、市の責務として地域の状況把握</li> <li>• 自然環境の保全だけでなく、活用が大切</li> <li>• バランスのとれた保全と開発のトラスト</li> <li>• 景観との調整</li> <li>〈(例) 河川の氾濫〉</li> <li>• 市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、</li> <li>• 山のあり方を根本的に考える必要あり</li> <li>〈(例) セアカゴケグモ〉</li> <li>• 危険情報については、市として市民に周知、啓発する</li> </ul>
② 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ごとに伝統文化が残っている (A)</li> <li>• 陶芸、忍者といった観光資源 (A)</li> <li>• 歴史的な文化、遺産がたくさんある。甲南（まがい仏・紫香楽の宮） (A) (B) (C)</li> <li>• 独特の文化がある（芸術・映画） (B)</li> <li>• 豊富な郷土史 (B)</li> <li>• 多種、多彩な祭礼 (B)</li> <li>• 地域学 (B)</li> <li>• 歴史、文化がある (B) (D) (E)</li> <li>• 寺、神社が多い (D)</li> <li>• 文化財が多い（仏像等） (D)</li> <li>• 神社、寺などの伝統行事が継がれている (D)</li> <li>• 地域のイベントが多い（お祭り等）大切にしたい (D)</li> <li>• 慣例を大切にすれば歴史文化の継承 (E)</li> <li>• 土山、水口等の宿場、文化遺産が多い (E)</li> <li>• 旧跡を守るため、ウォーキングや勉強会を自治振興会で (E)</li> <li>• 奈良や京都にはない東海道を中心に隠れた文化もある (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歴史、文化が活かされていない (D)</li> <li>• 関わっていないひとの思い (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市文化財保護条例</li> <li>• 甲賀市文化財保護基本方針</li> <li>• 甲賀市文化のまちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伝統文化を後世に伝える (A)</li> <li>• 地域の歴史文化を大切に守る (A)</li> <li>• 文化財を活かしたまちづくり (A)</li> <li>• 地域の特徴を活かした景観、文化の創出 (E)</li> <li>• 後継者、担い手育成 (D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、先人への敬意も含めた郷土愛（子ども達に郷土について教え伝える）</li> <li>• 歴史、文化、伝統を大切に、後世に伝えて活かしていく（後継者をどう育てるかも関連）</li> <li>• 皆で新しい文化を創っていく（新たなものを生み出していく）</li> <li>• 市民もできることを積極的にやっつけていこう</li> <li>• 市民と行政との協働</li> <li>• 関心のない人への働きかけ</li> </ul>
③ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業活動が活発 (A)</li> <li>• 工業団地がある (A)</li> <li>• 工場が多い (A)</li> <li>• 農林業が続いている (A)</li> <li>• 地産の野菜、米がおいしい (A)</li> <li>• 信楽焼きなどに代表される特産品がある (B)</li> <li>• お茶どころ（朝宮・土山） (B)</li> <li>• 元気な中小企業がある (B)</li> <li>• 食べ物、地場産品 (B)</li> <li>• 地域特産品がある (C) (D)</li> <li>• 信楽という有名な観光スポットがある (C)</li> <li>• 有名観光地がある (C)</li> <li>• 地場産業が強い (D)</li> <li>• 「甲賀」は知名度がある。「信楽」も知名度がある (D)</li> <li>• 地域資源が豊富（自然・森林・里山・歴史文化遺産・茶・陶器等） (C) (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大企業がない、企業（本社）が少ない (A) (D)</li> <li>• 雇用不足 (A) (D)</li> <li>• 観光スポットを活かせていない（若い世代が行きたいと思うような） (A)</li> <li>• 知名度が低い (B)</li> <li>• 地域の資源がうまく活かされていない (C)</li> <li>• 経済の循環が少ない (D)</li> <li>• 買い物がいにくい (D)</li> <li>• インフラ（水がない） (D)</li> <li>• 忍者とタヌキのみ (D)</li> <li>• 観光地としては中途半端 (D)</li> <li>• ショッピングセンターが多く、個人商店街がなくなった (E)</li> <li>• 周辺地と中心地の格差あり (E)</li> <li>• 周辺地では商店の衰退が進んでいる (E)</li> <li>• 観光客数が伸びていない。特に宿泊客が少ない (E)</li> <li>• 観光情報の発信弱い（観光戦略） (E)</li> <li>• 農林業の衰退化 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市観光振興計画</li> <li>• 土山地区活性化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）、行政はインフラ整備、市民は地元雇用を大切に (A)</li> <li>• 産業の発展（第1次から第6次までをしていける組織づくり） (A)</li> <li>• 商店街の活性化、行政・商工会等との前向きな協議 (A)</li> <li>• 地場産業や文化伝統を伝承するまち (B)</li> <li>• 地産地消をコーディネートし、甲賀ブランドの仕組みづくりや全国的なPRを (D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内発的に発展していけるよう地域の自立性を高めていく（行政は施策として考える、市民は地元の発展を考える）</li> <li>• 事業者、企業も地域社会の一員としての自覚をもつ（地域に根付くように）</li> <li>• 地域資源（観光資源）を発掘し、うまく活用</li> <li>• 甲賀市の魅力を全国に発信していく、甲賀市の価値をより高めていく</li> <li>• 広域連携</li> <li>• 〈(例) 土地利用計画〉</li> <li>• 分権時代にふさわしい行政のあり方（国、県に対し積極的に物申ししていく）</li> <li>• 立地企業も地域社会の一員としての責任を自覚（地域を大切にしたい）</li> <li>• 地場産業の育成、人の育成</li> <li>• 人や組織を育てて活かしていく</li> <li>• 持続可能な地域社会を創造する。目指していく。</li> <li>• 魅力を発信していく</li> <li>• 起業する人を育てていく</li> <li>• 市民も行政も創意工夫を</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
④ 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>新名神高速道路のインターチェンジが3つもある(A)(C)</li> <li>信楽高原鉄道(B)</li> <li>新名神高速道路が通っているので、京阪神や名古屋(都市)へも行きやすい(B)(C)(D)(E)</li> <li>都会と田舎がコンパクト、ちょうど良い(B)</li> <li>道路交通の便が良い(D)</li> <li>新名神高速道路を活かしたまち、東海道、忍者、陶器、観光が良い(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR電車の便が悪い(A)(D)</li> <li>コミュニティバスの運行(ルート)に不満あり(不便)(A)</li> <li>幹線道路整備が不十分(A)(B)(C)</li> <li>市の面積が広すぎて、行き来に時間がかかりすぎる(A)(B)(C)(D)(E)</li> <li>新名神高速道路の周辺整備(B)</li> <li>公共交通機関が少ない(子ども、高齢者は移動手段が少ない、自動車に頼っている)(A)(B)(C)(E)</li> <li>交通の便が悪い(B)(D)(E)</li> <li>鉄道交通の整備が進んでいない(D)</li> <li>辺地なため、県立高校に人が集まらない。東海道沿線にみんな行ってしまう(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新名神高速道路活用戦略</li> <li>甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画</li> <li>甲賀市信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画</li> <li>甲賀市地域公共交通総合連携計画</li> <li>甲賀市道の構造の技術的基準を定める条例</li> <li>甲賀市道に設ける道路標識の寸法を定める条例</li> <li>甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例</li> <li>甲賀市法定外公共物管理条例</li> <li>甲賀市国土利用計画</li> <li>甲賀市交通安全計画</li> <li>甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の安全を守れるようなことを優先した社会資本の維持、整備</li> <li>行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく (公共交通機関を利用すべき)</li> <li>市民の責務として、地域にある貴重な財産を有効に活かしていく</li> </ul>
⑤ 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>良い温泉がある(やっぼんぼん、大河原温泉、宮乃温泉、塩野温泉、多羅尾温泉)(B)</li> <li>公立甲賀病院(B)</li> <li>運動施設がたくさんある(グラウンド)(B)</li> <li>ゴルフ場が多いところ(B)(D)</li> <li>子どもや老人の方の遊ぶところが多い(D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の老朽化の進行(A)</li> <li>小学校が多い(A)</li> <li>市民の憩いの場がない(自然いっぱい公園など)(A)</li> <li>小児科が少ない(A)</li> <li>基本設備の不足(B)</li> <li>河川の整備が進んでいない(川の中の砂)(B)</li> <li>スポーツ施設が使いにくい(B)</li> <li>人口増減合併前のままの施設が多く、統廃合が進んでいない(B)</li> <li>若者の遊び場がない(B)</li> <li>地域医療に差がある(C)</li> <li>人口の割に施設が多い(E)</li> <li>学校の統合がされていない(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市公園条例</li> <li>甲賀市都市公園条例</li> <li>甲賀市立図書館のあり方</li> <li>市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市スポーツ振興計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興会の活動拠点整備 (自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある)</li> <li>市の既存施設有効活用 (人口減少もあり、余ってくる施設が出てくる中での対応)</li> <li>個人の空き家も含め、既存施設の有効利用</li> <li>子ども達が外で安心して遊べる場づくり</li> <li>行政に頼るだけでなく、市民同士も支え合っていく (温かいまち、暮らしやすいまちを実現)</li> <li>施設の維持管理、運営を市民が役割を担いながら行う</li> </ul>
⑥ 市民の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間性の良い人が多い(A)</li> <li>人情味がある(A)</li> <li>いわゆる「スレ」ている人がいない(C)</li> <li>立ち上がりは遅いが協力的な人が多い(C)</li> <li>このまちを良くしようという熱い思いをもった人がたくさんいる(C)</li> <li>いろいろな技をもった人がいる(C)</li> <li>人がやさしい(D)</li> <li>住民の質が高い(D)</li> <li>人の人情を感じる(E)</li> <li>絆や仲間意識がある(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民気質として自分たちがどんどん自発的に進める方ではない(B)</li> <li>地元根性が強い(B)</li> <li>リーダーとなる人材が偏っている(C)</li> <li>いろんな力を持った人がいるのに活かされていない(C)</li> <li>リーダーが少ない(D)</li> <li>慣例を大切にすること＝ルールがない、個の価値観が尊重されない(E)</li> <li>人の人情を感じない＝利己主義で他力本願(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民憲章</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おもてなし、まちを愛する心意気を(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民自ら考えて決定し、その実現に向けて行動する</li> <li>地元派も市外から来た人も同じ甲賀市民であるという意識は大切</li> <li>市のいいところを知って、どんなまちにしていきたいのかということをもみんなで考える</li> <li>まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わる</li> <li>市民という用語(住んでいる人、通勤・通学、外国人、宗教団体等)をどう定義づけるか</li> <li>再掲 市民もできることを積極的にやっつけていこう</li> </ul>
⑦ 子ども・若者・障がい児(者)		<ul style="list-style-type: none"> <li>周りに子どもが少ない(家の中にいる子どもが多い気がする)(B)</li> <li>市街地への若者流入(都市計画)(B)</li> <li>20代、30代の若者がいない(C)</li> <li>若者対策が出来ていない(C)</li> <li>若者がいない(D)</li> <li>若者の定着が少ない(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市子ども・子育て応援団会議条例</li> <li>甲賀市児童クラブ条例</li> <li>こうか 親と子応援アクションプラン</li> <li>甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市子ども読書活動推進計画</li> <li>甲賀市青少年自然体験活動振興計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢にふさわしい形でまちづくりに参画する権利の保障</li> <li>人と人とのつながり、思いやりの心</li> <li>若者の声をまちづくりに活かせるシステムの構築</li> <li>子育てしやすい体制づくり</li> <li>若者が活躍できる素地を</li> <li>小さな子どもも参画できるまちづくり</li> <li>地域の力、支え合うことで安心して学べる仕組みづくり</li> <li>子ども目線にたった子育て、子どもに接する大人のあり方</li> <li>地域の大人が協力しあって支えていく</li> <li>子どもが夢中になれるものを</li> <li>障がい児に対する周りの人たちの理解を深める</li> <li>再掲 人や組織を育てて活かしていく</li> <li>再掲 子ども達が外で安心して遊べる場づくり</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
⑧高齢者・障がい者（過疎）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎化の地域が多い（A）</li> <li>・少子高齢化が進んでいる（A）</li> <li>・他市に比べて高齢化率が高い（A）</li> <li>・高齢化が進み、集落の成立が難しくなっている（B）</li> <li>・高齢者同士のつながり、ネットワークが十分でない地域もある（住宅団地など）（B）</li> <li>・高齢者が多い（ひとり暮らしの方も多い）（B）（C）</li> <li>・周辺地では高齢化と過疎化が進んでいる（C）（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市介護保険条例</li> <li>・甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>・甲賀市地域福祉（活動）計画</li> <li>・甲賀市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</li> <li>・甲賀市国土利用計画</li> <li>・甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年若い人も安心して住み続けられるまち（B）</li> <li>・自治振興会等による広域的な対策（C）</li> <li>・行政は仕組みづくりや支援、他は地域が主体となって取り組むといった役割分担の明確化（B）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のサポート体制</li> <li>・高齢者の積極的な社会参加、高齢者は重要なまちづくりの担い手</li> <li>・高齢者が生きがいを感じることができる施策</li> <li>・高齢者の能力を十分に発揮していただく</li> <li>・地域福祉計画を反映した条例づくり</li> <li>・高齢者や障がい者に対する周りの人たちの理解を深める</li> </ul>
⑨市の一体感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町でやり方が違っていたので、統一する場合に選択肢はいくつもある（A）</li> <li>・旧町によって特色のあった文化が合併してもそのまま残っている（続いている）（B）</li> <li>・合併前の5町の個性が活きている（E）</li> <li>・甲賀全体がブランド（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一極集中になってきた（水口に集まっている。人も物も祭りも）（A）</li> <li>・街の中心がなく、ばらけている。（A）</li> <li>・地域間のバランスが悪い（中心部と周辺部）（A）</li> <li>・合併後、人口の増・減する地域が分かれてきた（B）</li> <li>・旧町の交流が少ない（C）（E）</li> <li>・旧町意識が強い（C）（E）</li> <li>・画一行政をしている所がある（C）</li> <li>・合併時にしなくてはいけない事を今頃している（C）</li> <li>・地域による格差が生まれている（D）</li> <li>・生活基盤に地域格差がある（C）</li> <li>・旧町の特性が活かされていない（C）</li> <li>・旧町のしがらみから抜け出していない（E）</li> <li>・合併前の5町がなかなかひとつになれない（E）</li> <li>・合併は良かったのか（E）</li> <li>・水口ばかりが良い街になっている（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画</li> <li>・国土利用計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市としての文化を創っていく</li> <li>・それぞれの地域の個性や特徴を尊重した一体感、尊重しあえる風土</li> <li>・市民同士が交流・連携できる場づくり</li> <li>・旧町の垣根を取り払い、甲賀市民として意識し考える</li> <li>・甲賀郡の歴史を思い出しながら、甲賀市を考える</li> </ul>
⑩コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興会がある（A）</li> <li>・山間部では隣近所のつながりが温存している（A）</li> <li>・山間部では区で何事についてもある程度まとまりがある（A）</li> <li>・各地域の結束力がある（特に従前の区・自治会）（A）</li> <li>・地域愛が強い（B）</li> <li>・スポーツが地域でよく行われている（B）</li> <li>・昔ながらの近所、隣どうしの助け合いがまだまだ続いている（区・自治会・自治振興会）（B）</li> <li>・ある程度町の顔が見える（良いも悪いも）（D）</li> <li>・人が少ない（D）</li> <li>・地域としてのまとまりがある（D）</li> <li>・地域の顔がわかりやすい（D）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街中ではつながりが薄れてきている（A）</li> <li>・地域差がある（人の考え方、区・自治会のあり方、事業推進など）（A）</li> <li>・近所との関係がドライになってきた（B）</li> <li>・空き家などが多くなってきた（B）</li> <li>・地縁的なつながりが失われつつある（C）</li> <li>・公共の土地だけでなく、私有地も管理できていない（C）</li> <li>・地域によって差が出てきている（C）</li> <li>・各団体の役員が毎年、順番に回ってくる（C）</li> <li>・地域行事が多すぎる（D）</li> <li>・近所つきあいが薄い（D）</li> <li>・地域の関わりがわずらわしい（D）</li> <li>・イベント等への若者の参加が少ない（D）</li> <li>・若者の地域参加を（E）</li> <li>・女性のリーダーが少ない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>・甲賀市自治振興会等規則</li> <li>・甲賀市行政区設置規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういうまちにしたいかを個人が本気で考え、意見交換、議論ができる場を大切にしたい（E）</li> <li>・地域のよさをみんなが活かしていく努力が必要（E）</li> <li>・大切なものを子どもたちに伝えていく（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興会と市との関わり、設立した目的</li> <li>・自治振興会と区・自治会、地区社協の役割、すみ分け</li> <li>・区・自治振興会活動に参加を促す仕組み</li> <li>・団体の活動発信、連携</li> <li>・自治振興会と区との一体的な運営</li> <li>・サポートしあう支援・見守りの体制</li> <li>・住民の負担になりすぎないように組織の整理を</li> <li>・区、自治会組織への加入を促す</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
⑪ 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の対応が良い（B）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町体質が残っている（A）</li> <li>・個々の活動を取りまとめ、甲賀市のビッグイベントがない（A）</li> <li>・区長会、自治振興会の役割が不明確（A）</li> <li>・親子支援はあっても母支援、働くママ支援がない（A）</li> <li>・財源が不足しているため、補助金が削られる（A）</li> <li>・国歌を斉唱しない（A）</li> <li>・前例にとらわれすぎる（B）</li> <li>・資金不足（B）</li> <li>・鉄道沿線の開発が弱い（C）</li> <li>・集落が点在（C）</li> <li>・行政サービスの地域格差（D）</li> <li>・旧町の温度差がひどい（D）</li> <li>・窓口格差がある（D）</li> <li>・書類の提出が多い（E）</li> <li>・福祉、笑顔がない（E）</li> <li>・職員が上から目線（E）</li> <li>・市民に対して「してやっている」という職員が多い（E）</li> <li>・人口が増加しないということはまちづくりがまちがっているということ（E）</li> <li>・市街化調整区域では発展しない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市行政手続条例</li> <li>・甲賀市行政組織条例</li> <li>・甲賀市総合計画策定審議会条例</li> <li>・甲賀市監査委員条例</li> <li>・甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・甲賀市法令遵守の推進条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業の役割分担（A）</li> <li>・補助金の見直し整理（A）</li> <li>・子育て支援、母支援（A）</li> <li>・公共施設の整備、市民の集い、憩いの場所作り（A）</li> <li>・地元の想いを活かすインフラ整備（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と住民のパートナーシップ</li> <li>・住民・行政・社協等の役割、すみ分け</li> <li>・行政はまちづくりのプロとしての役割を果たす</li> <li>・説明責任</li> <li>・納税に見合う行政サービスの提供を</li> <li>・公平性</li> <li>・透明性</li> <li>・市民意識の高揚やまちづくりへの関心を高める働きかけ（仕掛け）</li> <li>・地域住民へのサポート</li> </ul>
⑫ 市民活動と協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動が活発に行われている（C）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかくの市民活動、市民に伝わっていない（A）</li> <li>・地域活動への支援が少なくなってきた（B）</li> <li>・ボランティアの方の活躍の場が少ない（C）</li> <li>・「協働」が言葉だけになっている（C）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市市民協働事業提案制度実施要項</li> <li>・甲賀市市民活動総合補償制度要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援、協働（A）</li> <li>・区と自治振興会のすみ分け（A）</li> <li>・青少年（子ども）のまちづくりの参画（B）</li> <li>・協働による役割分担（どこまで責任を持つか）（C）</li> <li>・協働はどういった人が担うのか、あるいは受け手なのか（C）</li> <li>・地域のよさを引き出すためには、市民をはじめ多様な主体と今、協働をしていくとき（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のルール</li> <li>・参加したい、自分たちで物事を決めていきたい</li> <li>・市民団体の活動発信、連携</li> </ul> <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民もできることを積極的にやっていこう</li> <li>・市民と行政との協働</li> </ul>
⑬ 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が少ない（A）（D）</li> <li>・比較的、安全・安心な街である（A）</li> <li>・災害が少なく暮らしやすい（B）</li> <li>・地域のつながりが強いので、子どもたちの安全対策等が協力してもらいやすい（B）</li> <li>・災害対策（設備・マニュアル等）（B）</li> <li>・安全への取り組み（B）</li> <li>・情報基盤整備により各戸に音声スピーカーがあり、災害対策が進んでいる。（B）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市防災会議条例</li> <li>・甲賀市災害対策本部条例</li> <li>・甲賀市国民保護協議会条例</li> <li>・甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例</li> <li>・甲賀市インフルエンザ等対策本部条例</li> <li>・甲賀市青少年活動安全誓いの日条例</li> <li>・甲賀市生活安全条例</li> <li>・甲賀市暴力団排除条例</li> <li>・甲賀市犯罪被害者等支援条例</li> <li>・甲賀市既存建築物耐震改修促進計画</li> <li>・食育推進計画</li> <li>・安心安全な学校づくり交付金に係る施設整備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えたまちづくり（B）</li> <li>・行政と市民の役割分担による対策（B）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災への取り組み</li> <li>・有事前の対応（治山・治水・砂防など）</li> <li>・市民の地域の状況把握と情報の共有をし、自ら動く</li> <li>・住民同士の見守り、支え合い</li> <li>・地域団体、学校などへの予防啓発</li> </ul> <p>再掲（例）河川の氾濫</p> <p>（再掲）・行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険情報については、市として市民に周知、啓発する</li> </ul> <p>再掲（例）セアカゴケグモ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
⑭ 人権			<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市人権尊重のまちづくり条例</li> <li>甲賀市人権総合計画</li> <li>甲賀市同和対策基本計画</li> <li>甲賀市男女共同参画計画</li> <li>甲賀市人権教育基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を大切にする（思いやりの気持ちを育てる）（A）</li> <li>人権意識の高揚（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰ではない適切なレベルの人権</li> <li>みんなが人権について考える、学習の場づくり</li> <li>啓発活動の強化</li> <li>住民の理解を深め、差別のない社会を</li> </ul>
⑮ 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育熱心である（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・専門学校がない、少ない（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市教育振興基本計画</li> <li>市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち（B）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てしながら働きやすい環境を</li> <li>学校や家庭だけでなく、地域や社会全体で教育を担う</li> <li>これまでの地域、社会のよさをしっかり教え、関心を持つ</li> <li>障がい児、障がい者についての理解を深める場を</li> <li>バランスのとれた教育（知育・徳育・体育）</li> <li>郷土の歴史、地域課題、住民自治、民主主義というものもしっかり教える</li> <li>地域を担う人材の育成</li> <li>規範意識を持つ</li> <li>子どもと一緒に親も学ぶ</li> </ul>
⑯ 個人情報			<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市個人情報保護条例</li> <li>甲賀市情報公開条例</li> <li>甲賀市地域情報化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の扱い方（ルールとは何か）（D）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報のルール、保護と活用のバランス</li> </ul>
⑰ 国際	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流が進んでいる（E）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国際化推進計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの市民が国際的な視野を育む仕掛け</li> <li>日本社会のルール、地域社会のルールを教える</li> <li>外国人との共生</li> </ul>
前文に				<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つ（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先人の自治の歴史を踏まえる</li> <li>既存の条例との兼ね合い、見直し</li> <li>議会基本条例等他の条例、市民憲章との整合性、位置づけ</li> <li>行政に市民が主体的に参画していく、協働で取り組んでいく</li> </ul>

【全体として】

- 一部の者でつくったのではなく、みんなのための条例であることを大事にする
- 条例制定の目的、目指しているものをわかりやすく表現する
- 甲賀市発で、強い地方をつくっていく

(仮称) 鈴鹿市まちづくり基本条例に盛り込むべき内容についての  
提言書

2010年(平成22年)3月25日

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会

## 目 次

### ◆ (仮称) 鈴鹿市まちづくり基本条例に盛り込むべき内容

前文	1
1 総則	
(1) 条例の目的	2
(2) 定義	3
(3) 条例の位置づけ	4
2 まちづくりの基本原則	
(1) すべての人の尊重	5
(2) 市民参加	5
(3) 市民の権利	6
(4) 子どもの権利	7
(5) 多文化共生社会の実現	8
(6) 住民投票	9
(7) 情報共有	10
(8) 協働	11
3 市民・議会・市・職員の役割	
(1) 市民の役割	12
(2) 議会の役割	12
(3) 市の役割	13
(4) 職員の役割	14
4 まちづくりを実現する仕組み	
(1) 協働のルールづくり	15
(2) 地域づくりの組織	16
(3) (仮称) まちづくり活動センター	17
(4) 人材育成	18
5 行政運営	
(1) 市民の声の反映	19
(2) 説明責任	19
(3) 情報公開	20
(4) 個人情報保護	20
(5) 行政評価	21
(6) 総合計画	21
(7) 市町村や県、国との関係	22
6 条例の推進	23
7 条例の見直し	24

## ◆ 資料

1	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会運営要領	25
2	鈴鹿市市民委員会規則抜粋	26
3	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会委員名簿	27
4	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会設置までの経過	28
5	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会検討経過	
(1)	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会全体会	32
(2)	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会部会	37
(3)	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会作業委員会	38
(4)	市民の声を聴く会実行委員会	39
(5)	市民の声を聴く会	39
6	みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会からの提言（案）へ 市民から寄せられた意見への対応	40

## (仮称) 鈴鹿市まちづくり基本条例に盛り込むべき内容

### 前文

私たちのまち鈴鹿市は、伊勢湾と鈴鹿山脈の間に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれており、水稻やお茶、花木をはじめとする農林業や、海苔養殖などの水産業が栄えてきました。また、先人達から引き継がれている文化や歴史にも支えられて、伊勢型紙や鈴鹿墨など全国に名だたる伝統工芸も培われてきました。

現在では、自動車産業をはじめとした数多くの企業が立地する工業都市として、また、モータースポーツ都市としても発展し、世界中から多くの方が鈴鹿市を訪れ、居住し、国際色豊かなまちとなっています。

その一方で、環境問題や、少子高齢化への対応、安全・安心の確保などの課題も出てきています。地方分権が進む中で、外国人をはじめとして多様化する市民の声を活かしながら、どう課題を解決していくかが問われるようになってきました。

そこで、課題を解決し、より住みよい鈴鹿市を目指すために、まちづくりの理念やルールを共有することを目的として、この条例を制定します。

この条例を活かして、市民それぞれがまちへの関心や愛着をもち、お互いに尊重し、ともに学び、人と人、地域と地域がつながり合い支え合う地域コミュニティや、市民が主体となったさまざまな市民活動を活性化させ、みんなで協働して、まちづくりをすすめてみましょう。

## 1 総則

### (1) 条例の目的

この条例は、鈴鹿市のまちづくりの基本原則などを定めることによって、市民や市が協力し合い、住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

#### 【説明】

条例を制定することへの決意は、前文で述べていますので、ここでは簡潔に鈴鹿市まちづくり基本条例の目的を明らかにしています。

なお、この条例でいうまちづくりとは、特定非営利活動促進法（NPO法）による特定非営利活動の17分野の一つである「まちづくりの推進を図る活動」のみを指すのではなく、自治会や地域づくりの組織、市民活動団体、ボランティアなどの活動もすべて包括した広い概念で捉えています。

市民同士及び市民と市がさまざまな場面で協力し合うことで、住みよいまちがつくられることを目的として定めています。

## (2) 定義

### ① 市民

この条例で市民とは、鈴鹿市に暮らす人のほか、鈴鹿市にかかわるすべての個人及び法人その他の団体をいいます。

### ② 市

この条例で市とは、鈴鹿市の執行機関をいいます。

## 【説明】

この条例を正しく理解し、運用していく上で、その意味を明確にしておくべき、市民と市について定義しています。

### ① 市民

市民には、年齢や国籍に関係なく、市内に住み、働き、学び、活動する人、旅行者や不在地主など鈴鹿市にかかわるすべての人や、市内に事務所や事業所を有する法人、社会福祉協議会などの公益団体、市内で活動する自治会や地域づくりの組織、市民活動団体などのすべての団体を広く含みます。

旅行者や不在地主なども含めて市民の範囲を広く定義したのは、鈴鹿市にかかわる者として、鈴鹿市のまちづくりと一緒に考えてくれることを期待してのことです。

### ② 市

地方自治法に基づく執行機関である市長、消防長及び水道事業管理者、行政委員会である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産税評価審査委員会をいいます。

なお、市長の補助機関である職員も、この中に含まれます。

### (3) 条例の位置づけ

この条例は、鈴鹿市のまちづくりの基本となる条例であり、まちづくりにかかわるすべての仕組みや活動のよりどころとします。

#### 【説明】

この条例は、市民、議会及び市が、まちづくりの基本原則に沿って、それぞれの役割を誠実に果たすことにより、この条例の目的が実現されるものであるという考え方から、鈴鹿市のまちづくりの基本（おおもと）と位置づけています。

さらに、この条例は、市民が市政やまちづくり活動に積極的に参加しやすいように、まちづくりを実現するための仕組みや行政運営の基本的な考え方を示していますので、市民、議会及び市はこの条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

また、他の条例や規則などの制定改廃や運用、まちづくりに関する計画の策定や変更などのよりどころとなるものです。

## 2 まちづくりの基本原則

### (1) すべての人の尊重

市民は、すべての人の価値観や考え方、国籍、年齢、心身の状態、性のあり方などの違いを認め、お互いに尊重し合います。

#### 【説明】

この条例の目的を達するためには、まずは市民がお互いを尊重し合うことが大切という考え方から、基本原則の一番目にあげてあります。

尊重し合うことにより、市民と市民がつながり合うことができ、それぞれの持っている力を出し合って、まちづくりへの共感が生まれます。

### (2) 市民参加

まちづくりは、市民参加によって実現されます。

#### 【説明】

鈴鹿市のまちづくりを実現するためには、市民の積極的な参加が不可欠です。

### (3) 市民の権利

- ① 市民は、さまざまなまちづくり活動に参加することができるとともに、まちづくり活動を行う団体を組織することができます。
- ② 市民は、まちづくりに参加しないことを理由として、不当な扱いを受けてはなりません。
- ③ 市民は、まちづくりを推進するために、市や議会が保有する情報を知る権利があります。

#### 【説明】

ここでは、鈴鹿市のまちづくりに関する市民の権利を定めています。市民は、それぞれの状況に応じて、市政に参加したり、NPO やボランティア、地域づくりの組織などさまざまなまちづくり活動に参加したりできます。

なお、鈴鹿市のまちづくりは、市民参加によって実現されますが、参加しないことを理由として不利益を受けたり、参加を強制されたりするなどの不当な扱いを受けることはありません。

#### (4) 子どもの権利

子どもは、守られる、生きる、育つ権利を持つとともに、まちづくり活動に参加することができます。

#### 【説明】

ここでは、子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利を定めています。

子どもも鈴鹿市のまちづくりに能力に応じて、子どもの視点でかかわることができ、かかわることで市政を身近に感じられ、将来の鈴鹿市のまちづくりの担い手として、大きく成長することができるはずです。

また、すべての子どもは、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に定められているように、学ぶ機会が保障されると共に、すべての人に大切にされ、愛され、幸せな子ども時代を過ごす権利があります。

## (5) 多文化共生社会の実現

鈴鹿市には、外国人市民が多く暮らしていることから、外国人市民が尊重され、まちづくりへの参加が推進されるよう努めます。

### 【説明】

共生社会とは、さまざまな個性を持った市民が、国籍や性別などにかかわらず、お互いを尊重し違いを認め合って生きていける社会です。

ここでは、鈴鹿市の特色として、多くの外国人が生活しており、外国人も市民として、鈴鹿市のまちづくりに参加することで、この条例の目的の鈴鹿市のまちづくりが実現されるという考え方から、多文化共生社会の実現について定めています。

### 【その他の意見】

- ・外国人の参加に関しては、人権尊重や市民参加のところで謳えばいいのではないか。

## (6) 住民投票

市長は、まちづくりに関する重要事項について、市民の意見を直接聞きその結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合には、別に条例で定め、住民投票を実施することができます。

### 【説明】

住民投票は、鈴鹿市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要事項について、市民の意思を直接問うものです。

鈴鹿市のまちづくりに対する市民参加の手法の一つとして、重要事項について住民投票により決めることができるという意味で、まちづくりの基本原則に挙げてあります。

住民投票制度に関しては、住民投票が実施される要件や投票に参加できる人の資格などを予め条例に明文化しておく常設型の住民投票制度を設けている地方自治体もあります。

しかしその一方で、住民投票を必要とする事案が出てきた場合に、その事案の性格に応じて個別に条例を設置して住民投票を行っている地方自治体もあります。

いずれが好ましいかを検討した結果、考える会では、今後、起こり得る重要な課題に対して柔軟に対応するためには、そのそれぞれの事案の具体的な内容や目的に応じて、その都度、投票の資格要件などを別に条例で定めることができる個別設置型の住民投票制度の方が、好ましいとする考え方が大勢を占めました。

ただし、この提言でも、「7 条例の見直し」において条例の制定後5年を超えない期間ごとの見直しを掲げているように、今後、住民投票を必要とする事案の出現や社会情勢の変化などを受けて、「まちづくりに関する重要事項」とはどのような事項なのか、「市民の意見を直接聞きその結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合」とはどのような要件が満たされた場合なのか等を、この条例に定められている「市民参加」や「市民の声の反映」などのルールにのっとって検討していく中で、個別設置型から常設型へと制度が見直される可能性を、否定するものではありません。

## (7) 情報共有

市民、議会及び市は、その保有するまちづくりに関する情報の共有を図るとともに、それぞれがかかわるまちづくりの過程を明らかにするよう努めます。

### 【説明】

市民、議会及び市が保有するまちづくりに関する情報は、鈴鹿市のまちづくりを連携・協力して進めていくために共有されることが必要です。

特に、市の保有する情報量は圧倒的に多いため、議会の持つ情報と併せて、市民にわかりやすく提供されなければなりません。また、市民は、その情報の十分な活用に努めるとともに、市民も持っている情報を積極的に提供するよう努める必要があります。

なお、個人情報の提供や共有にあたっては、鈴鹿市個人情報保護条例に基づき、十分な配慮が必要です。

特に、地域における防災や防犯、福祉などの活動には、一定の個人情報を共有する必要が生じる場合があるため、市民も、個人情報の保護に関する認識を深める必要があります。

## (8) 協働

まちづくりは、市民や市が、相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割と責任を分担しつつ、協力し合って進めます。

### 【説明】

地方分権の進展や少子高齢化などの社会状況の大きな変化に対応するためには、市民と市が持っている力を最大限に発揮し、連携・協力して、鈴鹿市のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

協働という言葉は、これまで考え方や方法があまり明確にされていないということから、ここで定義づけをしています。

協働の主体には、まちづくりにかかわる市民同士や市民と市が考えられます。共通の目的を達成するために、お互いの立場や特性を理解し尊重することにより信頼関係を築くことができます。その上で、市民や市が持っている知識や能力を持ち寄って一緒に考え、それぞれができる範囲の中で役割を分担し、協力し合って鈴鹿市のまちづくりの実現に向けて取り組んでいくという考え方です。

### 3 市民・議会・市・職員の役割

#### (1) 市民の役割

- ① 市民は、まちづくりの主役です。
- ② 市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。
- ③ 市民は、互いの意見や行動を尊重するとともに、自らの発言や行動に責任を持ちます。

#### 【説明】

市民は、鈴鹿市のまちづくりの最も重要な担い手です。自分たちが住んでいる地域を良くするために、自分たちで課題を解決していくことを認識しつつ、まちづくり活動に積極的に取り組むことが期待されます。

そして、市民はお互いの価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

#### (2) 議会の役割

- ① 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、市民の代表者として、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

#### 【説明】

議会は、鈴鹿市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ信託された大切な機関です。市民や市とともに、鈴鹿市のまちづくりの重要な担い手であることから、その役割についても述べる必要があると考え、この項目を設けました。

### (3) 市の役割

- ① 市は、この条例に基づき、長期的視点に立って、まちづくりに積極的に取り組みます。
- ② 市は、市民の声をまちづくりに反映するとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ③ 市は、市民のまちづくり活動が円滑に行われるよう、適切な支援を行います。
- ④ 市は、簡素で効率的、機能的な組織づくりと運営を図り、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めなければなりません。

#### 【説明】

市は、この条例の目的を実現するために、将来を見据えた長期的な視点に立ってまちづくりに取り組み、市民のまちづくり活動を適切な方法で支援しなければなりません。

そのためには、積極的に市民の声を聴きその把握に努め、その声を的確に市政に反映し、その過程を広く公表しなければなりません。

また、市は、適正な職員数と社会経済情勢の変化に応じた、簡素で効率的、機能的な相互の連携が図られる組織をつくり、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければなりません。

さらに、財政状況を的確に把握して、健全な財政運営に努めなければなりません。

#### (4) 職員の役割

職員は、自らもまちを構成するものとしての責任を自覚し、経験や能力を活かしてまちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

#### 【説明】

職員は、市の役割と同じ役割を持ちますが、ここでは特に職員が心がけておかなければならないことを述べています。

職員は、全体の奉仕者として公平、公正に職務に専念し、能力の向上を図ることは当然のことですが、市民と一緒にになって積極的にまちづくりに参加し、持っている専門知識や能力を最大限に発揮するよう努めなければなりません。

## 4 まちづくりを実現する仕組み

### (1) 協働のルールづくり

市は、市民との協働を推し進めるための仕組み・ルールを整備します。

#### 【説明】

市と市民が協働して、鈴鹿市のまちづくりを効果的かつ計画的に進めていくためには、共通認識のもとでそれぞれの役割や協働の手法、事業の進め方、評価などの基本的な考え方を示した協働のルールづくりが必要です。

市は、協働のルールを、この条例に定められている「市民参加」「市民の声の反映」などの考え方に従って、広く市民の声を聴いてつくります。

## (2) 地域づくりの組織

- ① 市民は、地域の実情や必要に応じて、地域づくりを行うための組織をつくることができます。
- ② 地域づくりの組織は、地域づくりのために、地区市民センターと連携して地域が抱えるさまざまな課題の解決に努めます。
- ③ 市は、地域づくりの組織の設立及び運営に対し、実情に応じた支援を行います。

### 【説明】

ここでは、まちづくり活動のうち、一定の地域に限定されて活動を行うものについて定めています。

鈴鹿市では、地域の特色を活かしながら、自治会をはじめさまざまな団体が連携・協力して、地域づくりの活動に取り組んでいます。

各地域で、特色ある地域づくりの組織ができることが、住みよい鈴鹿市のまちづくりにつながっていくという考え方です。

- ① 地域づくりとは、同じ地域に住む市民が、地域の安全、福祉、環境、教育、文化などについて協議し、それぞれの特性を活かしながら連携・協力して、地域が抱える課題を解決し、自分たちの地域を住みよい地域にしていこうとする取り組みです。

市民は、この地域づくりの組織を、地域の実情や必要に応じて、自主的・自発的につくることができます。

地域づくりの組織の範囲は、基本的には地区市民センターの所管区域あるいは公民館の区域などとし、地域の特性に応じて地域の話し合いによって決め、その名称についても地域の話し合いによって決めます。

- ② 鈴鹿市の23行政区に設置されている地区市民センターの所長が、地域づくりのコーディネーターの役割を担うこととします。このことによって、地域づくりの組織は市と連携して地域が抱えるさまざまな課題の解決に努めます。
- ③ 市は、地域づくりの組織の自主自立の精神を尊重しながら、組織の活性化と継続的な運営が円滑に行われるように、その地域の特性に応じた環境の整備や適切な支援などを行います。

### (3) (仮称) まちづくり活動センター

- ① 市は、市民のまちづくり活動を推し進めるために、(仮称) まちづくり活動センターを整備します。
- ② (仮称) まちづくり活動センターは、まちづくり活動に関する情報の発信や交換、相談や交流を行うための拠点施設としての機能を担います。

#### 【説明】

- ① 市は、鈴鹿市のまちづくり活動を活性化させるために、NPO やボランティア、地域づくりの組織だけでなく、まちづくり活動をこれから始めようとしている人や、関心のある人など個人の活動も含めて、誰もが気軽に利用できる活動の拠点施設を整備します。
- ② (仮称) まちづくり活動センターに求められる機能は、
  - ・市民が自由に交流・ふれあい・意見交換ができるネットワークづくりと新たな協力関係をコーディネートする場
  - ・まちづくり活動にかかわる情報が集積され、誰もが利用できる情報の発信の場
  - ・人材育成のための研修や会議などに利用できる学習の場
  - ・まちづくり活動団体の運営や課題解決を支援する場
  - ・市民と市の協働による、鈴鹿市のまちづくりを推進する場などです。

#### 【その他の意見】

- ・名称は、市民活動センターとするべきである。市民活動の中に、ボランティアやNPO、自治会や地域づくりの組織が入るという考え方。「まちづくり」とすると、NPO 法の17分類の一つととらえられてしまう恐れがある。まちづくり活動センターとすると、範囲が狭くとらえられてしまい、市民活動が含まれないものととらえられてしまう。

#### (4) 人材育成

市民及び市は、まちづくりを担う人材の発掘や育成を図ります。

##### 【説明】

まちづくり活動団体の多くが直面している課題の一つに、役員やリーダーになる人がいない、会員の確保が難しいなどの人材の問題があります。鈴鹿市のまちづくりが活発に行われていくためには、人材の発掘や育成が非常に重要です。

誰よりも地域のことを理解している市民自らが、地域でさまざまな知識や経験を持っている人材を発掘し、それを地域に還元して後継者を育てることが必要です。

市は、まちづくり活動に関する意識啓発等の研修会や講演会等を開催し、人材の発掘や育成を支援します。

また、職員の積極的な参加・協力が、まちづくりの大きな推進力になることから、市長は、まちづくりに対して高い意欲や能力を持った職員を育成するための研修会等を実施して、まちづくり活動への理解を深めるよう努めます。

## 5 行政運営

### (1) 市民の声の反映

- ① 市は、市民が市の取り組みに参加できるようにするための仕組みを整備し、活用しなければなりません。
- ② 市は、市民から提出された意見や提案、要望、苦情等には、誠実に対応します。

#### 【説明】

市政への市民参加の方法には、審議会等への委員の公募や、パブリックコメント制度、公聴会の開催、市政への提言制度、ワークショップ、アンケートなどの多様な方法がありますが、その事案に適した手法を用いて、市の施策や計画などの意思決定過程から実施・評価の段階に至るまで、的確に市民の声を市政に反映させる必要があります。

市は、市民にこれらの市民参加の手法を分かりやすく提示して、参加の機会を保障し透明性を高め、より安定した制度として運用していくための、市民の声を市政に反映させる仕組みを整備し、市民の市政への参加をより身近なものにします。

### (2) 説明責任

市は、市の取り組みの計画段階から実施・評価に至るまで、市民に対して公表し、透明性を高め、説明責任を果たします。

#### 【説明】

市は、市民の視点に立って公正な行政運営を推進していくために、市の施策や計画などの意思決定から実施、検証・評価までの各過程において、その内容や効果に至るまで、市民に理解を得られるようにわかりやすく説明する責任があります。

### (3) 情報公開

- ① 市及び議会は、鈴鹿市情報公開条例に基づき情報公開を行うほか、保有する情報が市民共有の財産であることを認識するとともに、その情報を適正に管理します。
- ② 市は、別に定める情報提供の仕組みにより、積極的に情報提供を行い、情報の共有を図ります。

#### 【説明】

- ① この条例の目的を実現するためには、市民との情報共有が絶対不可欠です。鈴鹿市情報公開条例に基づいて請求があったときには、適正に情報公開を行うとともに、市及び議会が保有する情報は、市民と共有しているという意識をもって、提供する情報について適正に管理しなければなりません。
- ② 市は、市民と情報共有を図り透明性を高めるために、情報提供の基準やルールを別に定めることを明記しました。

### (4) 個人情報保護

市は、基本的人権を守るため、個人の権利が侵害されることがないように、その保有する個人情報を、鈴鹿市個人情報保護条例に基づき適正に保護・管理するとともに、市民による個人情報の取り扱いに対して適切な助言を行います。

#### 【説明】

市は、鈴鹿市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、人権を守り、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

また、市民による個人情報の取り扱いについても、同じように個人の権利や利益が侵害されることのないよう、適切な助言を行わなければなりません。

## (5) 行政評価

- ① 市は、別に定める仕組みに基づき、市民の意見を取り入れ行政評価を行います。
- ② 市は、その行政評価の結果を市の取り組みに反映させなければなりません。

### 【説明】

市は、より効果的かつ効率的な行政運営を行うために、行政評価の客観性や透明性を高めることを目的とした市民参加の方法を、別に定めることを明記しました。

また、行政評価の結果に基づき、施策の有効性や必要性を見極め、その評価の過程で発見された課題を整理し、事業の見直しを行い、予算に反映させなければなりません。

## (6) 総合計画

市は、この条例に定めるルールに基づいて総合計画を策定し、推進しなければなりません。

### 【説明】

基本構想などによって構成される総合計画は、鈴鹿市の最上位に位置する計画として、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定されています。

この条例は、鈴鹿市のまちづくりの基本（おおもと）となる条例であるため、総合計画はこの条例の理念とまちづくりの基本原則などを尊重して、策定し、推進されなければなりません。

## (7) 市町村や県、国との関係

市は、効率的で効果的な行政を推進し、住みよいまちづくりを進めるため、他の市町村や、県、国と対等な関係に立ち、積極的な連携・協力を努めます。

### 【説明】

市は、共通する課題や市単独では解決できない問題の解決と、市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から他の市町村と相互に連携・協力することで、より効率的、効果的な解決を図るよう努めます。

また、県や国との関係については、地方分権の進展により上下関係から横並びの関係になったことから、対等な関係を追求しなければならない理念として定め、相互に連携・協力して課題の解決に対応していくこととしています。

## 6 条例の推進

- ① 市は、この条例が確実に推進されるよう、必要な制度などを速やかに整備しなければなりません。
- ② 市民及び市は、この条例の理念を共有し、積極的に活用します。

### 【説明】

- ① 鈴鹿市のまちづくりは、条例が制定されたからといって、実現するものではありません。市民や市がそれぞれの役割を認識し、この条例を活用しなければ何も変わりません。  
そのために市は、この条例の施行後には、条例の趣旨や目的が確実に推進されるよう、実効性を高めるために必要な制度を整備します。  
また、条文の中で、別に仕組みやルールを定めるとしたものについては、市民の視点に立って速やかに整備します。
- ② 市民及び市は、なぜ条例が必要なのか、この条例によって何が変わるのか、そして、そのためには市民や市は何をしなければならないのかなど、この条例の趣旨や目的を共有して積極的・継続的に活用します。

## 7 条例の見直し

市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例に定める仕組みに従い、この条例の検証を行い、必要な場合は速やかに改正しなければなりません。

### 【説明】

この条例は、鈴鹿市のまちづくりの基本となる条例であるため、頻繁に変更されるべきものではありませんが、よりその時の鈴鹿市の状況に即した条例であるために、定期的に検証が必要であるという考え方です。

この条例に定められている、「市民参加」や「市民の声の反映」などのルールにのっとり広く市民の声を聴いて、鈴鹿市にふさわしい条例であり続けているかどうかの検証を行います。

検証の期間は、市長の任期に併せて4年とすると、市長が交代した場合には検証の期間を確保することができない場合もあるので、5年を超えない期間としました。

検証の結果、改正が必要となった場合は、速やかに行うこととします。

# 資 料

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会運営要領

鈴鹿市市民委員会規則抜粋

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会委員名簿

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会設置までの経過

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会での検討経過

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会からの提言（案）へ

市民から寄せられた意見対応

# 1 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市市民委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第9号）第7条の規定に基づき、みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会（以下「条例を考える会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び職務代理者)

第2条 条例を考える会に委員長1名を置く。

2 委員長は、その職務を代理する者を1名指名する。

(会議)

第3条 条例を考える会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 条例を考える会の会議は、原則公開するものとし、会場の許す範囲で傍聴も認める。

(意見の聴取)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 条例を考える会の庶務は、生活安全部地域課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、条例を考える会の運営に関して必要な事項は、委員長が条例を考える会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年9月25日から施行する。

## 2 鈴鹿市市民委員会規則抜粋

(設置)

第1条 市政における各種行政課題等に関し市民からの意見を聴くとともに、市民参加の開かれた市政の運営等に資するため、鈴鹿市市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 委員会の名称、所掌事項等は、別表のとおりとする。

(任期)

第3条 委員会の委員は、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会等)

第5条 委員会に専門事項の調査検討、軽易な事項の審査等必要があるときは、部会又は小委員会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

《別表》

### 28 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会

目的	本市における市民主体のまちづくり及び市民参加の推進に資する。
所掌事項	(1) 条例策定の意義、目的等についての調査及び検討に関すること。 (2) 条例に盛り込むべき内容についての調査及び検討並びに市長への提言に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
選任基準	(1) 有識者 (2) 公募により選出した市民 (3) 関係団体の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
定数	35人以内
任期	条例に盛り込むべき内容を取りまとめ、市長に提言するまで
事務局	生活安全部地域課

### 3 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
有識者 (4名)	イワサキ ヤスノリ 岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	(2)
	コバヤシ ケイタロウ 小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部准教授	(1) (作) 委員長
	モリタ アケミ 森田 明美	みなと総合法律事務所 弁護士	(3)
	ヨシジマ タカコ 吉島 隆子	鈴鹿市行財政改革推進委員長職務代理者他	(3) (作) 職務代理者
公募 市民 (14名)	オオイシ ユキオ 大石 幸生		(2)
	カクイ タマキ 角井 多万紀		(1) (作)
	カトウ キョウ 加藤 清		(2) (実)
	キツカワ カツシ 吉川 勝敏		(2)
	サカモト クミコ 坂本 久海子		(3)
	シマ カをり 嶋 かをり		(1) (実)
	シマダ ツヨシ 島田 剛		(1)
	スズキ ヒトシ 鈴木 一司		(2) (作)
	タカノ クニヨシ 高野 邦美		(2)
	ヒラノ カツユキ 平野 勝之		(3)
	フカヤ タカオ 深谷 孝夫		(3) (実)
	フクモト エツコ 福本 悦子		(3) (作)
	ヤマモト ミネオ 山本 峯生		(3) (作)
	ヨネダ ナオコ 米田 奈緒子		(1) (実)
関係団体 の 代表者 (8名)	イダ テルト 井田 輝門	NPO法人 市民ネットワークすずかのびどう	(2)
	イトウ テルヨシ 伊藤 輝義	牧田地区地域づくり協議会設立準備委員会	(3) (実)
	カワテ クンペイ 川出 薫平	財団法人 鈴鹿国際交流協会	(1)
	キタガワ マサトシ 北川 正敏	鈴鹿市自治会連合会	(2)
	ツジ チカノリ 辻 親徳	社団法人 鈴鹿青年会議所	(1)
	ツバキ タダシ 椿 正	石薬師地区明るいまちづくり推進協議会	(2)
	ナンジョウ カズハル 南条 和治	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会	(3)
	ヨコタ ミキコ 横田 美喜子	鈴鹿商工会議所	(3)
市職員 (8名)	オカ ノリカズ 岡 憲利	教育委員会教育総務課総務グループ副主査	(1) (作)
	オカムラ トモコ 岡村 智子	文化振興部考古博物館管理企画グループ副主幹	(3) (実)
	オガワ ケニヒコ 小川 国彦	文化振興部生涯学習課生涯学習グループ主幹	(2) (実)
	サカモト エツコ 坂本 悦子	生活安全部市民対話課対話グループ主幹	(3) (実)
	トミタ ヨシヒロ 富田 佳宏	企画財務部企画課副参事兼政策企画グループリーダー	(3) (作)
	マルヤマ モモコ 丸山 桃子	生活安全部市民対話課副主査	(2) (作)
	ミツイ かのり 三井 かのり	土木部道路整備課管理グループ副主幹	(2) (作)
	モリカワ ヒロユキ 森川 洋行	産業振興部商業観光課副参事兼商業振興グループリーダー	(1) (作)
事務局	イソベ カズオ 磯部 和生	生活安全部次長 (前) 浅野 正士	21.4.1人事異動による交代
	イチカワ ハルミ 市川 春美	生活安全部参事兼地域課長 (前) 寺田 重和	21.4.1人事異動による交代
	ミヤザキ ユミコ 宮崎 由美子	生活安全部地域課副参事兼市民活動グループリーダー	
	イチカワ エイジ 市川 英二	生活安全部地域課市民活動グループ副主幹	
	ヤマザキ アイ 山崎 愛	生活安全部地域課市民活動グループ	21.4.1人事異動による配属

※ 備考欄の(1)～(3)の数字は部会, (作)は作業委員会, (実)は実行委員会のメンバー。

## 4 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会設置までの経過

### 平成16年度

#### ■平成16年9月30日：鈴鹿市地域協働戦略会議からの提言

##### ○提言内容

・鈴鹿市の地域協働を実現するためには、鈴鹿市自身がより一層市民に開かれた、市民の意見を反映した行政運営を行うことが不可欠です。市が市民の声を聴き、その意見を反映した行政運営を行うことを可能にするための「鈴鹿市住民参加条例（仮称）」を制定するよう提案します。

##### ○提言に対する対応

・新しい時代の官民の役割分担や協働についての基本理念と基本事項を明確にするため、公募委員を含む市民委員を中心とした審議会を組織し、理念の検討からスタートする。

### 平成17年度

#### ■平成18年3月：第5次鈴鹿市総合計画策定 （関連部分の抜粋）

##### 《第1部 基本構想 第2章 2 基本理念》

##### 市民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。

これまでの「総合計画」は、行政に対してこうしてほしいという市民＝主役の要望を網羅的に掲載した“理想”的な、かつ、不明瞭な記述が多くみられました。

しかし、これからの地方自治体に求められているのは、主体性と実効性の確保です。

限られた財源の中で、主役である市民のための行政サービスを最も効果的に提供するためには、「あれもこれも」から「あれかこれか」の取捨選択により、分野横断的な意思決定が必要となります。

この意思決定プロセスには、当然、市民の声が生かされなければなりません。市民参画の中での自己決定・自己責任によるまちづくりを行います。

##### 《第1部 基本構想 第4章 1 構想の推進のために》

（略）

ますます多様化していく生活価値観の中、前章の5つの柱が実効性を持ち、新に求められる「すずか」づくりを達成するためには、行政だけがまちづくりを担うのではなく、住民、地域、市民活動団体、NPO、企業などまちづくりに関わる多様な主体で構成される市民と行政が、それぞれの特性に応じた役割を担いながら、よりよい協力と連携のもと、構想を推進していく仕組みをつくる必要があります。

（略）

市民自治と行政経営、この2つの視点を大切にしながら、市民と行政は協働

で双方が共有できる役割分担の明確な基準づくりに取り組み、新しい「すすか」づくりをめざします。

#### 《第1部 基本構想 第4章 2 構想の推進のための2つの視点》

「すすか」をつくるのは、「すすか」市民です。

地域に住み、地域の特性を誰よりも理解している市民自らが、地域の将来を考え、自分たちのできる力の中で、地域の問題を解決していくことができるようになれば、その地域はこれまで以上に個性豊かな魅力あるまちになることが期待できます。

(略)

#### 《第2部 行財政経営計画 第6章 構想の推進のために》

##### ●施策－42：市民参画が活発なまちづくり

市民と行政とが協働でまちをつくるため、多様な主体で構成される市民がお互いの特性を尊重しながら様々な手法や立場でまちづくりの過程に参画できる仕組みをつくりまします。

### 平成18年度

#### ■平成19年1月10日：車座懇談会での市長の発言

条例を先につくってからまちづくりをしていくのか、ある程度まちづくりをしてから条例をつくるのかというタイミングを見ていきたいと思っている。

条例は、できるだけ早くという気持ちは持っているが、市民の方がお互いに鈴鹿をよくするために協働やボランティアの参加ができる素地が大事。

プロジェクトを担当部局から出したり、地域から実際に関わっている方たちに出していただいたりして、条例づくりへの参加の進め方を検討していく。

#### ■平成19年2月20日：所属長を対象とした市民参加に関する管理職研修会開催

日 時：平成19年2月20日（火）18時15分～19時45分

場 所：市役所5階 502・503ミーティングルーム

テーマ：「市民参加を考える」

～分権・自治，参加・協働，そして，自治基本条例へ～

講 師：四日市大学総合政策学部教授 岩崎恭典

参加者数：60名（欠席者21名）

### 平成19年度

#### ■平成19年6月4日：定例会 施政方針表明

行政と市民との役割分担を明確にするとともに、市民が主体的に活動できるための制度づくりとして、市民参加や住民自治のための条例制定に取り組みまします。

#### ■平成19年7月26日：副参事級を対象とした「市民参加の制度づくりを考える」管理職研修会を開催

日 時：平成19年7月26日（木）18時30分～20時  
場 所：文化会館 さつきプラザ  
テーマ：「市民参加の制度づくりを考える」  
講 師：四日市大学総合政策学部教授 岩崎恭典  
参加者数：研修対象者 127名（欠席者77名）  
ワーキングメンバー 12名 フリー参加 4名

■平成19年5月30日～平成20年3月17日

市民参加に関する条例検討ワーキング開催（11回）

○ワーキングの目的

住民自治の充実や、市民参加や協働によるまちづくりの一層の推進を図る手段として、自治基本条例を含めた「市民参加に関する条例」の策定を検討する必要がある。

まず、職員自らが市民参加の現状を把握し、鈴鹿市にはいったいどのような条例が必要で、鈴鹿市にふさわしい条例は何かを検討する。

平成20年度

■平成20年6月15日：明日のまちづくりを考えるシンポジウムを開催

○趣 旨

地方分権の進展や社会環境の大きな変化に対応できる、自立した持続可能な自治体を築いていくためには、市民自らが主体的に市政やまちづくりに参画し、協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

市民参加や住民自治を推進するための、まちづくりのルールとしての鈴鹿の条例をこれから市民の皆さんと一緒につくっていくことを広くお知らせし、一人でも多くの方に関心を持っていただき、条例づくりへの参画を呼びかける。

日 時：平成20年6月15日（日）13時30分～16時30分

場 所：鈴鹿市文化会館 けやきホール

基調講演会 演 題：みんなが主役のまちづくり

～あなたのまちから“すずか”を変えよう～

講 師：堀尾正明（元NHKアナウンサー）

パネルディスカッション

テーマ：市民参加で鈴鹿が変わる！！

～みんなで考えよう つくろう“すずか”の条例～

コーディネーター：小林慶太郎（四日市大学総合政策学部准教授）

パネリスト：堀尾正明（基調講演講師）

南部美智代（NPO 法人災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長）

森田幹男（株式会社 鈴鹿ハンター社長）

岩崎恭典（四日市大学総合政策学部教授）  
川岸光男（鈴鹿市長）

参加者：450名

■平成20年7月1日～平成20年7月24日：タウンミーティングを開催

○趣 旨

市民参加や住民自治を推進するためには、住民・地域・NPO・企業などの多様な主体で構成される市民の皆さんが、それぞれの特性を活かしながら主体的にまちづくりに参加できるようなルールづくりが必要である。

このまちづくりのルールとしての「すずかの条例」をこれから市民の皆さんと一緒につくっていくので、市民の皆さんにこの条例のことをもっと知っていただき、もっと関心を持っていただくために、地元説明会を開催した。

- ①平成20年7月1日（火）市役所12階 1203会議室
- ②平成20年7月3日（木）鈴峰公民館
- ③平成20年7月8日（火）栄公民館
- ④平成20年7月15日（火）白子地区市民センター
- ⑤平成20年7月17日（木）牧田コミュニティセンター
- ⑥平成20年7月24日（木）玉垣公民館

○開催時間 19時30分～21時

○アドバイザー 四日市大学総合政策学部 岩崎恭典教授  
小林慶太郎准教授

○内容

- ・なぜまちづくりの条例が必要なのか
- ・具体的にどのようにつくっていくのか
- ・まちづくりのルールができたら何が変わるのか

■平成20年7月7日（月）～8月22日（金）

みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会公募市民委員募集

## 5 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会検討経過

### (1) みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会全体会

開催日時	会議の内容
<p>《平成 20 年度》 第 1 回 平成 20 年 9 月 25 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 20 分</p> <p>出席者 33 名 傍聴者 1 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱書の交付</li> <li>3 市長あいさつ</li> <li>4 自己紹介</li> <li>5 委員長、職務代理者の選出について</li> <li>6 これまでの経過と取り組み状況及び 条例を考える会の概要について</li> <li>7 議事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の公開について</li> <li>(2) 条例を考える会の基本ルールについて</li> <li>(3) 次回について</li> </ol> </li> <li>8 その他</li> <li>9 閉会</li> </ol>
<p>第 2 回 10 月 9 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 20 分</p> <p>出席者 28 名 傍聴者 8 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 はじめに</li> <li>2 第 1 回会議録の確認及び会議録の公開形態について</li> <li>3 考える会傍聴マニュアルと基本ルールについて</li> <li>4 講義 テーマ なぜ、今、鈴鹿にまちづくり条例か ～皆で考えようまちづくりのルール～ 講師 岩崎恭典さん (四日市大学総合政策学部教授)</li> <li>5 意見交換について</li> <li>6 次回の内容について</li> <li>7 その他</li> </ol>
<p>第 3 回 11 月 12 日（水） 19 時 00 分 ～ 21 時 30 分</p> <p>出席者 29 名 傍聴者 11 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議録の確認</li> <li>2 市職員庁内ワーキングでまとめた資料の説明 条例を制定するにあたって検討すべき具体的な項目につ いて</li> <li>3 意見交換 市職員庁内ワーキング資料⑦について 今後の進め方について など</li> <li>4 次回以降の開催日程について</li> </ol>

<p><b>第4回</b> 12月18日(木) 19時00分 ～ 21時10分</p> <p>出席者30名 傍聴者6名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3回会議録の確認</li> <li>2 ワークショップ(4班) テーマ ①鈴鹿市の特徴(強み・弱み) ②今後この会で考えていきたいこと(条例に盛り込みたいこと) 検討結果(中間報告)の発表及び質疑応答</li> <li>3 第5回の内容について</li> <li>4 その他</li> </ol>
<p><b>第5回</b> 平成21年 1月29日(木) 19時00分 ～ 21時10分</p> <p>出席者27名 傍聴者5名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第4回会議録の確認</li> <li>2 ワークショップ(第4回のつづき) ①強み・弱みの抜けているところを考える。 ②強みを生かして、弱みを解決していくためのしくみを考える。 どんな主体がかかわるのか。 この会で考えていきたいこと(条例に盛り込みたいこと)と関連して考える。 検討結果の発表及び質疑応答</li> <li>3 第6回の内容について</li> </ol>
<p><b>第6回</b> 2月26日(木) 19時00分 ～ 21時10分</p> <p>出席者28名 傍聴者4名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第5回会議録の確認</li> <li>2 各班の意見を問題群ごとに整理した一覧表について 第4回と第5回のワークショップのまとめを、問題群(弱み)ごとに整理した表で、あくまでも「たたき台」となるもの。 1～24のキーワードごとに、追加や訂正意見を出して、表を完成させる。 ①自然環境 ②歴史文化まで終了</li> <li>3 第7回について</li> </ol>
<p><b>第7回</b> 3月25日(水) 19時00分 ～ 21時15分</p> <p>出席者24名 傍聴者4名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6回会議録の確認</li> <li>2 前回の振り返りと今後の進め方について</li> <li>3 各班の意見を問題群ごとに整理した一覧表について(前回のつづき) これまでの議論や、総合計画の際のアンケートなどを参考にしながら、抜けていると思われるところを考える。 ③産業～⑭市民活動まで終了</li> <li>4 第8回について</li> </ol>

<p>《平成 21 年度》 第 8 回 4 月 23 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 15 分  出席者 29 名 傍聴者 4 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 7 回会議録の確認</li> <li>2 各班の意見を問題群ごとに整理した一覧表について（前回のつづき）</li> <li>3 今後のスケジュールについて</li> <li>4 その他</li> </ol>
<p>第 9 回 5 月 28 日（木） 19 時 00 分 ～ 20 時 45 分  出席者 30 名 傍聴者 3 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 8 回会議録の確認</li> <li>2 想定される項目の部会分け（案）について</li> <li>3 資料「これまでの議論の内容（想定される項目別）」について</li> <li>4 部会の班分けについて</li> <li>5 提言書の形式について</li> <li>6 今後のスケジュールについて</li> <li>7 その他</li> </ol>
<p>第 10 回 6 月 25 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 15 分  出席者 28 名 傍聴者 2 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 9 回会議録の確認（全体会）</li> <li>2 前回の振り返りについて（全体会）</li> <li>3 提言書に盛り込む具体的な内容の検討について（部会）</li> <li>4 今後のスケジュールについて（全体会）</li> <li>5 その他（全体会）</li> </ol>
<p>第 11 回 7 月 9 日（木） 19 時 00 分 ～ 21 時 30 分  出席者 27 名 傍聴者 3 名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 10 回会議録の確認（全体会）</li> <li>2 各部会からの進捗状況の報告について（全体会）</li> <li>3 今後のスケジュールについて（全体会）</li> <li>4 提言書に盛り込む具体的な内容の検討について（部会）</li> </ol>

<p><b>第12回</b> 8月6日(木) 19時00分 ～ 21時30分</p> <p>出席者28名 傍聴者4名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第11回会議録の確認(全体会)</li> <li>2 各部会からの進捗状況の報告について(全体会)</li> <li>3 今後のスケジュールについて(全体会)</li> <li>4 提言書に盛り込む具体的な内容の検討について(部会)</li> </ol>
<p><b>第13回</b> 9月10日(木) 19時00分 ～ 21時30分</p> <p>出席者29名 傍聴者4名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第12回会議録の確認</li> <li>2 部会案「提言書に盛り込む具体的な内容」の発表</li> <li>3 「作業委員会」「市民の意見を聴く会実行委員会」委員の選出について</li> <li>4 部会案への意見出しについて</li> <li>5 意見の調整について</li> <li>6 今後のスケジュール</li> <li>7 その他</li> </ol>
<p><b>第14回</b> 10月15日(木) 19時00分 ～ 22時00分</p> <p>出席者24名 傍聴者2名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第13回会議録の確認</li> <li>2 今後のスケジュールの確認について</li> <li>3 部会案に対する意見出し(追加分)について</li> <li>4 部会案に対する意見の整理について</li> <li>5 その他</li> </ol>
<p><b>第15回</b> 11月19日(木) 19時00分 ～ 22時30分</p> <p>出席者29名 傍聴者4名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長への報告について</li> <li>2 提言書の中間案について</li> <li>3 意見交換について</li> <li>4 今後のスケジュールについて</li> <li>5 市民意見の募集と市民の意見を聴く会について</li> <li>6 その他</li> </ol>

<p><b>第16回</b> 12月17日(木) 19時00分 ～ 21時45分</p> <p>出席者29名 傍聴者5名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第14回及び第15回会議録の確認</li> <li>2 提言書の中間案について</li> <li>3 意見交換</li> <li>4 市民意見の募集について</li> <li>5 市民の意見を聴く会について</li> <li>6 今後のスケジュールの確認について</li> <li>7 その他</li> </ol>
<p><b>第17回</b> 平成22年 1月28日(木) 19時05分 ～ 21時40分</p> <p>出席者20名 傍聴者1名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第16回会議録の確認</li> <li>2 市民の意見を聴く会の報告について</li> <li>3 市民から寄せられた意見の整理について</li> <li>4 今後のスケジュールの確認について</li> <li>5 その他</li> </ol>
<p><b>第18回</b> 2月3日(木) 19時00分 ～ 22時00分</p> <p>出席者21名 傍聴者0名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民から寄せられた意見の整理について</li> <li>2 今後のスケジュールの確認について</li> <li>3 その他</li> </ol>
<p><b>第19回</b> 2月18日(木) 19時00分 ～ 21時20分</p> <p>出席者24名 傍聴者2名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第17回・第18回会議録の確認</li> <li>2 市民から寄せられた意見の整理 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民投票について</li> <li>(2) 回答案について</li> </ol> </li> <li>3 今後のスケジュールの確認について</li> <li>4 その他</li> </ol>

<p><b>第20回</b> 3月4日(木) 19時00分 ～ 21時40分</p> <p>出席者25名 傍聴者2名</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第19回会議録の確認</li> <li>2 提言案の確定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民から寄せられた意見への対応について(確認)</li> <li>(2) 住民投票について</li> <li>(3) かがみ文について</li> <li>(4) 添付資料について</li> </ol> </li> <li>3 提言書手交の進行について</li> <li>4 今回の会議録の扱いについて</li> <li>5 その他</li> </ol>
<p><b>市長へ提言</b> 3月25日(木) 19時00分</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長へ提言</li> <li>2 この会に参加して(感想など)</li> <li>3 その他</li> </ol>

**(2) みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会部会**

	日 時	条例に盛り込む具体的な検討内容
第1部会	平成21年6月25日	主に理念的な部分 (条例の目的・理念, 条例の位置づけ, 人権, 市町・県国との連携, 条例見直しなど)
	平成21年7月 9日	
	平成21年8月 6日	
	平成21年8月17日	
第2部会	平成21年6月25日	市民が取り組んでいる市民活動・地域活動 (地域コミュニティ, 市民活動団体, 自治会, 地域づくりの組織, さまざまな主体の連携など)
	平成21年7月 9日	
	平成21年8月 6日	
	平成21年8月27日	
第3部会	平成21年6月25日	市民の参加・協働, 市民の役割・責務等 (市民・行政・議会・企業等の役割, 市民参加・協働, 市民の声の反映, 多分化共生社会の実現, 住民投票, 情報提供など)
	平成21年7月 9日	
	平成21年7月24日	
	平成21年8月 6日	
	平成21年8月26日	

(3) みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会作業委員会  
(本文及び説明文案の作成)

<p><b>第1回</b> 平成21年 9月24日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の整理(3つの部会案について、重複や相矛盾する項目を整理する。)</li> </ul>
<p><b>第2回</b> 10月19日(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書の構成図案の検討</li> </ul>
<p><b>第3回</b> 10月22日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会案本文の整理</li> <li>・本文案の作成(各主体の役割/市民の役割)</li> </ul>
<p><b>第4回</b> 10月29日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文案の作成 (各主体の役割/議会・市・職員の役割) (行政運営/説明責任, 情報公開, 個人情報保護, 行政評価) (まちづくりを実現する仕組み/協働のルール, 地域コミュニティ)</li> </ul>
<p><b>第5回</b> 11月5日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文案の作成 (行政運営/総合計画, 市町・県国との関係) (まちづくりの基本原則/すべての人の尊重, 市民参加, 子どもの権利, 多文化共生社会の実現, 住民投票, 情報共有, 協働)</li> </ul>
<p><b>第6回</b> 11月12日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文案の作成 (まちづくりを実現する仕組み/協働のルール, 市民活動団体・地域づくりの組織・市民活動センター・人材育成) (総則/条例の目的・定義・位置づけ) (行政運営/市民の声の反映, 総合計画, 市町・県国との関係) (条例の推進/条例の見直し)</li> <li>・説明文案の作成</li> </ul>
<p><b>第7回</b> 11月13日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文案の作成 (前文)</li> <li>・説明文案の作成</li> <li>・提言書たたき台本文のまとめ</li> </ul>
<p><b>第8回</b> 12月3日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会からの意見を受けて, 提言書たたき台本文の再検討</li> <li>・説明文案の作成</li> </ul>
<p><b>第9回</b> 12月9日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文案の決定</li> <li>・提言書たたき台の決定</li> </ul>

(市民から寄せられた意見への対応案の作成)

<p>第10回 平成22年 2月4日(木)</p>	<p>・市民から寄せられた意見を全体会で分類し、決定した対応の方向性に基づいて、回答案等の作成</p>
<p>第11回 2月8日(月)</p>	

(4) 市民の意見を聴く会実行委員会

<p>第1回 平成21年 10月29日(木)</p>	<p>・市民の意見を聴く会の会場・日程・回数等について</p>
<p>第2回 11月27日(木)</p>	<p>・当日の進行、役割分担、周知・啓発の方法、アンケート等について</p>

(5) 市民の意見を聴く会

	日 時	会 場	参加人数	
			一般	委員
第1回	平成22年 1月12日(火) 19時~20時30分	白子地区市民センター	30人	18人
第2回	1月19日(火) 19時~20時15分	牧田コミュニティ センター	25人	20人
第3回	1月23日(土) 13時~15時	男女共同参画センター (ジェフリーすずか)	13人	17人

(6) メール等での市民意見の募集

募集の期間 平成21年12月25日(金)~平成22年1月25日(月)

## 6 みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会からの提言（案）へ 市民から寄せられた意見への対応

今回の市民意見の募集は、「みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会」が、鈴鹿市がこれからつくろうとしているまちづくりの条例について、こんな内容の条例をつくってほしいという思いをまとめ上げた提言(案)を、より充実した提言書とするために実施したものです。

下記のとおり、たくさんのご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわないように類型化して、「みんなでつくる鈴鹿まちづくり条例を考える会」で検討し、下記のとおり整理いたしました。

3月25日(木)には、この結果を反映した提言書を市長に提出する予定です。

(ご意見の中には、メール等でいただいたご意見のほかに、3会場で開催した「市民の意見を聴く会」で直接いただいたご意見や、参加者からのアンケート内容も含まれていますが、趣旨が分かりにくいご意見やご感想については、考え方は示しておりません。また、誹謗中傷や不適切な表現と思われる4件のご意見については、掲載しておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。)

◆市民の意見募集期間(平成21年12月25日～平成22年1月25日)

◆市民の意見募集結果 54人 160件

### ◆前文

意見数	意見	提言案への反映等の対応
1	5行目 自動車産業を <b>始めとした</b> ⇒自動車産業を <b>はじめとした</b> 2行目の花木を <b>はじめとした</b> と同様、ひらがなが正しいと思う。	ひらがな表記に統一します。
2	お茶や花木を「はじめとする」、自動車産業を「始めとした」の漢字と平仮名のちがいは？	
3	関心や愛着を持つことはそう簡単なことではない。今条例がどうしても必要なのかアピールできる内容の文章を入れた方がいいと思う。例えば、今人と人との関係、地域の関係薄くなっている中で、コミュニティをつくって何とかしようというのであれば、何が必要なのかということをもPRできる前文があった方がいいと思う。	前文に、条例が制定される必要性、目的を記載しました。
4	暗いとかではなく、条例をつくる必要性を	
5	市民の責任、「鈴鹿市」への帰属意識を持つという点が抜けている。 グループ・サークル等活動団体のための条例にとられてしまう。	前文で書いている「関心や愛着」の中に、帰属意識も含まれるものと考えます。
6	市と市民の協働も一つの大きなテーマであると思うが、前文からは市と市民の協働についての記載がないように思う。(市民主体のまちづくりのみ)	協働についても前文に記載することにしました。
7	「市制60周年記念 鈴鹿市のあゆみ一軍都から平和都市へ」によれば、鈴鹿市は昭和17年(1942年)12月1日に、2町12村が大同合併誕生している。戦後、軍関連施設の跡地へ平和産業の誘致を進め、着実に成長した。鈴鹿市は市民の並々ならぬ努力によって、軍都から平和産業都市に生まれ変わった都市だということを明記してほしい。	鈴鹿市のあゆみとしては大切なことと認識していますが、当時の産業誘致の時代から現状が変化していることもあり、この提言には記載しないこととします。

8	条例策定の過程・経緯も記述してはどうか？	
9	委嘱を受けたのが提言であるとすれば、素案の最後辺りに「市や議会による条例、規則等の制定及び行政の運営(活動)を含めて、「この趣旨の条例等を制定されるように提言します」とするべき。	条例の内容にあたる提言の本文にはなじまないことから、これとは別に記載して、提言と同時に示していきたいと思います。
10	一行目の「伊勢湾と鈴鹿山脈の間」の文ですが、間とすると鈴鹿市に伊勢湾と鈴鹿山脈は入っていない感じがしますがどうでしょうか？位置を示しているので間違いではありませんけどね。「西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を擁し」なんてはどうでしょうか。	「擁し」が難しいという意見も考える会の中で出たことから、原文のままとします。
11	農林水産業の代表は、お茶と花木なのか？「栄えてきた」とするならば、稲作と漁業なのではないか。	
12	前文についての農林水産業や伊勢型紙、鈴鹿墨等の伝統工芸が工業産業にやや押さえられている文章である。	市の特徴である農林水産業については、何らかの記述をすることが必要であると考え、バランスを考慮して書き加えました。
13	お茶や花木をはじめとする農林水産業 外国人をはじめとして  単なる文章の綾ならなくてよい。	
14	第3段落の一文が長すぎて分かりにくいと思います。	条例制定の背景にあたるこの段落は、必要と考えますが、確かに長かったことから、簡素な文章を心がけました。
15	その一方で～なってきました。この文はいらない。	
16	この条例は、行政だけではなく市民みんなで共有すべき条例だと受け止めたが、もう少し親しみやすいひらがなの多い明るいものにしてもらいたい。	前文の文末を、条例の活用を呼びかける形にし、親しみやすい文章になるよう修正しました。
17	全体が平凡？ 文章が長すぎ、簡素化するべきではないか。	一つひとつの文章を、できるだけ短く簡素化する方向で見直しました。
18	そもそもの目的が良く分からないのでコメントのしようがない。 役所のアリバイづくりに使われないように(市民の意見を聞いたとされないように。)	前文に、条例が制定される必要性、目的を記載しました。

## ◆1総則

### ●全体

19	具体性に欠ける。	考える会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し抽象化することで、この基本条例に向けた提言が作成された経緯があります。したがって、提言本文には具体的な記述は薄くなっていますが、HP等で考える会の会議録をご覧いただければ、それぞれの箇所の背景として、どのような具体的なことが想定されているかもご理解いただけるのではないかと思います。 この条例ができた際には、それを基に具体的な仕組みや取り組みが進められていくようになることを期待しています。
----	----------	--

### ●(1)条例の目的

20	条例をつくることになった原因があるはず(市長の声?)これによって条例の目的が変わってくる。	なぜ、条例がいるのかについては前文にも追加修正を加えとともに、条例をつくることになった経緯などの具体的な内容は、別に記載して、提言と同時に示していきたいと思います。
21	提言案の内容が漠然としていて条例の目的がつかめないの、もう少しはっきりしてほしい。	
22	目的をはっきり表現した方がいいのではないか。	
23	住みよいまちづくりが目的としてありますが、すべてが抽象的な表現に終始しているように見えます。目的について、より具体的な表現がのぞましいと思う。	

### ●(2)定義

24	まちづくりのイメージが、自分の思っていたものと違っていたが説明を読んで分かった。 ここでいうまちづくりとはという定義を入れておいた方が分かりやすいと思う。	「まちづくり」については、人によって、道路や施設の整備などのハード系の事業をイメージしたり、NPO法の17分野の一つとして受け止めたりと、いろいろな捉え方がありますが、考える会としては、あえて定義づけしないで、どんなときにも使えるようにしておく方が良いという考え方をしてきました。
25	まちづくりの定義を入れた方がよい。	定義がないと分かりにくいというご意見もありましたが、より良いまちをつくっていくことがすべて「まちづくり」であると大きく捉え、このまま定義しないこととします。
26	(2)定義①市民の定義をかなり広くとっているが、この後に出てくる「市民」は住民を想定した様な書き方になっているが、整合性はどうか。	住みよいまちをつくるためには、鈴鹿市に住んでいる方だけでなく、一時的にも鈴鹿にかかわりを持つすべての方に協力していただくことが不可欠であるという考え方です。例えば、交通ルールやポイ捨てなどのマナーを守っていただき、鈴鹿市のまちづくりを一緒に考えてくれることを期待して市民に含めました。
27	”旅行者”は不要と思うが。 アンケート調査の対象ぐらいならOKだが・・・。	
28	(2)の「市民」・・・この条項が必要かどうか。 他の条例にもこの種の条文が入っているのか？	
29	市の職員の範囲は層別にして考える必要はないか。 (部長、課長・係長／一般職員 などに)	階層別に考える必要性はないと考えます。

●(3)条例の位置づけ

30	普通は条例というと、最高規範となると思うが、鈴鹿市の場合には書かれてはいない。ほかの条例の趣旨を最大限に尊重するとは書いてあるが、あえて最高規範とは書かなかったのか。	他市の条例では最高規範という文言を使っているところもありますが、条例の中で上下があるのだろうか、最高規範という言葉を使うことにどれだけ意義があるのか、最高規範という言葉はなじまないのではないかという意見もありました。ここでは、鈴鹿市でこれからいろいろな活動をしていく上で、この条例が基本になると良いということで、このような表現にしました。
31	この条例は、各地で制定の動きが高まっている「住民自治基本条例」だと考えておいていいのか。	この条例は、市民自らが主体的にまちづくりをしていくことを後押しする条例なので、その意味では住民の自治を進めていくための基本条例といえます。
32	「すべての仕組みや活動」ということは、市役所の仕事、企業のこと、市民活動など全部ということでしょうか。	より良いまちをつかっていくための、すべての仕組みや活動を指しています。

◆2まちづくりの基本原則

●全体

33	住みよいまちづくりのためには、主張だけではできない、尊重ばかりでもできない。ルールづくりのためへの義務・権利・責任に触れなければ・・・	考える会でも、権利の対になる言葉は責務とか義務ではないかという意見もありましたが、この条例は、義務的強制的に縛る趣旨の条例ではなく、自分から主体的に担っていただくことを期待する条例なので、責務より役割の方が柔らかく妥当なのではないかという結論になりました。
34	(3)市民の権利、(4)子どもの権利 権利ばかり与えず、義務も与える(課す)ことも必要では？ 権利と義務のバランス	
35	子どもや外国人を重視する考え方は共感できる。	
36	多文化共生社会の実現、子どもの権利など特別に取り上げてあり大変ユニークでいいと思います。	考える会の考え方に共感いただき、ありがとうございます。

●(2)市民参加

37	市民参加に関する規定は、この条例のなかでも大切な部分であると思います。 そのため、できるだけ詳しく、わかりやすい形で市民参加の方策等を盛り込んでいただくことを望みます。	どんな形で参加するかは押し付けられるものではなくて、市民が自分で考えることであり、また、ここで書いていることは基本原則なので、あまり細かくは書きませんでした。 市民の声の反映のところの説明文にもあるように、今後この提言やそれに基づく条例を受けて、より詳しく分かりやすい形で仕組みが整備されることを期待しています。
----	---	---

●(3)市民の権利

38	②はあえて文章にする必要はないと思う。	なぜ文章にする必要がないのかが理解できませんでしたので、原文のままとします。
39	②のまちづくりに参加しないことは、どんな事例がありますか。例えば、町民運動会に参加しない、クリーン作戦に参加しない、まちの会合に参加しない、選挙の投票に行かないなどですか。	地域の実情や実態によって違うので、具体的にお答えすることは難しいのですが、それぞれの局面でみなさんでご判断いただければと思います。
40	「市民はまちづくりに強制されない、不当な扱いうけない」となっているが、資金(運営)についても、選び方も自由なのか？私たちの地域では、半強制的・義務的な状況で集めているが。	

●(4)子どもの権利

41	子どもの権利の子どもは何才ですか。	子どもの権利条約を念頭におき、18歳までを子どもと捉えています。
42	子どもの権利の部分で「すべての人に…」とあるが、保護者の義務や責任と他者のもつそれは同じではない。	ここでは保護者の義務や責任について述べているのではなく、社会の中での子どもの権利について述べています。
43	あえて文章にする必要はないと思う。	子どもも高齢者も障がい者もすべての人が社会の一員であり市民ですが、議論してきた中では、特に子どもは次世代の鈴鹿市を担う大きな財産であるということから、あえて特出しをしています。 なお、説明文で「子どもは社会の一員であり市民です。」と書いてあったのは、子ども以外が一員ではないようにも捉えかねないことから削除しました。
44	子どもの権利ですが、説明で「少子高齢化で子どもにやさしいまちがすべての人にやさしいということですが、それなら高齢者にもやさしいまち、障がい者にもやさしいまち…となると思います。特色として入れるなら、「少子高齢化だから」という説明なのであれば、高齢者に対する何かしらも入れてもいいと思います。そうするとすごく広まってしまうので、(1)すべての人の尊重で、そここのころは言っているのではないのでしょうか。	
45	この項目は不用と思われる。 3ページの市民の定義に、当然子どもも含まれ、それを受けて、6ページの市民の権利のなかで、子どもの権利も保障されているもので、ことさら別項であえて明記する必要はありません。 条例の構成としてはシンプル・明快であるべきです。	

●(5)多文化共生社会の実現

46	(5)多文化共生社会は、鈴鹿市の今の現状及び鈴鹿市の特色として、外国籍の方が多いのは事実なので、この項目は必要かと思われます。	相反する二つの意見をいただきましたが、考える会としては、特筆するということでまとめましたので、このままとします。
47	この項目は不意(原文のまま)と思われます。 外国人も市民として認知されています。あえて別項で特筆する必然性はありません。 また、多文化共生社会の実現と、自治ルールの規定とは別の概念だと思います。 どうしても明記したいのであれば、自治基本条例ではなく、他の条例で規定すべきです。	

●(6)住民投票

48	<p>個人的には、国の方に住民投票法をつくってほしいと考えている国民の一人。その立場からいうと、皆さんの表現でいく常設型を望んでいる市民とイメージしている。常設型になるとこの文章がどのようになるのかイメージできないので教えてほしい。</p>	<p>近隣でいうと愛知県の高浜市は常設型で独立した条例を持っていますし、自治基本条例の中に組み入れているところでは、大阪府の岸和田市が常設型になっています。何歳以上、有権者の何%以上の署名があれば投票を行う、結果をどう扱うかなどを書くことになると思います。</p>
49	<p>今日の話の中で非常設型にされた理由は少しは分かるが、鈴鹿市の現状を考えてのことなのか、常設型になったときのデメリットを考えてのことなのか、分からないので教えてほしい。</p>	
50	<p>私は住民投票は常設型にするべきという考え方。主語が市長になっている。「みんなで作る」なので、主体は市民だと思う。市民は住民投票ができるつくるという文案にしたほうがいいという考え方。</p>	
51	<p>非常設型にすると何か問題が起こって住民投票条例をつくりたいといったときに、それを決定するのは議会である。問題があったときは意見が分かれていることで、問題にしようとしているのは少数の人たち。その人たちが大きな問題にしたいということで、住民投票をしたいといったときに、議会が住民投票条例を現状では否決すると思う。鈴鹿市では住民投票は永久に行われなくなると思う。(私個人の考え) 今、何も無い平穏なときに、常設型の住民投票条例をつくっておいて、問題が起こったときに問うというやり方がよい。市長と議会の意見が同じで、市民が違うときに、市長も議会も住民投票条例は必要ないとなって、市民の監視機能が無くなってしまう。住民投票は監視機能の一つとして大きな効果を示すことになる。 この条例の趣旨は住民自治基本条例と同じであると思うので、市民が主語、市民が決定権を持つようにすることで、常設型を今つくるべきと思う。 内容はここでは書かなくてもいいと思うが、子どものまちづくりへの参加は大切と思っている。10歳ぐらいから考える能力もあって、判断はできると思うので、条例が全国から注目されるようなそれぐらいの気構えを持ってやってほしい。 せっかくなのでいい条例をつくらうとしているのだから、子どもや外国人を含めた人たちが意見が言えるような条例をつくってほしい。</p>	<p>住民投票についての規定をここに設けること自体を疑問とすご意見もいただきましたが、考える会としては、まちづくりに関する重要事項について、市民の意見を直接聞きその結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合には、住民投票が実施されるのだということ、まちづくりの基本原則と考え、ここに書くこととしました。 また、常設型を求める意見も多くいただきましたが、考える会では、今後、起こり得る重要な課題に対して柔軟に対応するためには、そのそれぞれの事案の具体的な内容や目的に応じて、その都度、投票の資格要件などを別に条例で定めることができる個別設置型の住民投票制度の方が、好ましいとする考え方が大勢を占めました。 本文の主語については、市民を主語にすべきだとのご意見もいただきましたが、条例に基づいて住民投票を実施する主体は市長であることや、この提言での「市民」の定義には投票をする主体としては相応しくない法人・団体なども含まれていることなどから、主語は市長のままとしました。 なお、この提言でも、「7 条例の見直し」において条例の制定後5年を超えない期間ごとの見直しを掲げているように、今後、住民投票を必要とする事案の出現や社会情勢の変化などを受けて、「まちづくりに関する重要事項」とはどのような事項なのか、「市民の意見を直接聞きその結果をまちづくりに反映させる必要があると考える場合」とはどのような要件が満たされた場合なのか等を、この条例に定められている「市民参加」や「市民の声の反映」などのルールにのっとって検討していく中で、個別設置型から常設型へと制度が見直される可能性などを、否定するものではありません。</p>
52	<p>主語を市民になる文章にする。</p>	
53	<p>住民投票は常設型が良いと思います。</p>	
54	<p>住民投票だけがこの章の中でツールであり、これは仕組みのところに記載すべきと思う。</p>	
55	<p>(6)住民投票はいらない。又は、説明の主旨に沿ったものに直す。 理由…住民投票を「まちづくり」問題に特化する必要なし。</p>	

●(7)情報共有

56	市民が選挙で選んだ議員に対して、わかりにくい資料ばかり提供したり、情報を小出しにし、議決前に急に出してきたりするので、現在の執行部に市民として、大変不満を持っている。 この条例が制定されることによって、このような情報共有のあり方は見直されるべきである。	考える会としても、今回の条例の検討をきっかけとして、情報共有のあり方が見直されるように期待しています。
----	---	---

●(8)協働

57	協働についても、文言はきれいですが、不参加型の人への接し方は？	まちづくりの基本原則(3)市民の権利のところ、「市民はまちづくりに参加しないことを理由として、不当な扱いを受けてはなりません。」と書いてあるように、考える会としましては、参加しないことを理由に不当な扱いはしないという対応を望みたいと思っています。
----	---------------------------------	---

◆3市民・議会・市・職員の役割

●全体

58	具体案(市長への提言だとなおさら必要ではないか?)	考える会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例が出来るとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し抽象化することで、この基本条例に向けた提言が作成された経緯があります。したがって、提言本文には具体的な記述は薄くなっていますが、HP等で考える会の会議録をご覧いただければ、それぞれの箇所の背景として、どのような具体的なことが想定されているかもご理解いただけるのではないかと思います。 この条例が出来た際には、それを基に具体的な仕組みや取り組みが進められていくようになることを期待しています。
59	議会・市・職員の役割については市民からの意見を十分に出してほしい。	
60	議会基本条例との整合性は？	

●(1)市民の役割

61	市民の権利に対するものは責務ではないのか。それが役割になっている。条文になったときには、検討されると思うが、責務が適当であると考え。	考える会でも、権利の対になる言葉は責務とか義務ではないかという意見もありましたが、この条例は、義務的強制的に縛る趣旨の条例ではなく、自分から主体的に担っていただくことを期待する条例なので、責務より役割の方が柔らかく妥当なのではないかという結論になりました。
62	市民は、まちづくりの <u>主役としての責任</u> を自覚し、下線部の説明が必要。	説明文にも、主役としての責任は、「自分たちで課題を解決していくことを認識しつつ」とあるように、自分たちで課題を解決していくという意味です。
63	「市民の権利」「市民の役割」との相互関係について、言っていることは分かりますが、全ての参加でなくてもの関連は？	ご意見の趣旨がつかめないため、お答えいたしかねます。
64	行政として”やらせ”なら対象をあらかじめ明確にすべきだ！後出しジャンケンはやめにしてほしい。	

●(2)議会の役割

65	市・市民・議会のそれぞれの責務が書いてあるが、条例の目的のところには、市民や市が協力し合い住み良いまちをつくっていくとあるように議会が抜けている。おそらく議論が煮詰まっていないのではないかと思う。	
66	市民から市長への提言なので、議会に対して気を使う必要はなく、もっと書いてもいいのではないか。市長が議会の権限まで踏み込むのは問題があるが、市民からの提言であれば、そのところも市民としてどう考えるのか出されてもいいと思う。	十分に議論はさせていただきましたが、私たちは市長から諮問を受けた立場なので、議会のことに対しては多くを言う立場ではないと考えてきました。考える会としては、自分達の立場も考え、修正せずにこのままとします。
67	議会の位置づけは必要か？	
68	情報公開条例第37条には、会議の原則公開が明記されているが、市議会には、各派代表者会議等市民に公開していない会議がある。この条例が制定されることによって、市議会のあらゆる会議が公開になると考えておいていいのか。	
69	「議会の機能の活性化」は何か仕掛けが必要 又は あるように思うが・・・。	ご意見の趣旨がつかめないため、お答えいたしかねます。
70	②議員は市民の代表者とありますが、代表者は市長一人ではないでしょうか。32名の代表者がいると考えるのでしょうか。	二元代表制なので、議員も市長とともに代表であると考えます。

●(3)市の役割

71	市の適切な支援の範囲は？	何が適切かはさまざまな意見があり得ます。具体的には今後市で市民の声を反映させながら検討されていくことを期待しています。その検討をしていくときに市民がどう参加するのか、その手続きを決めるのがこの条例であると考えます。
----	--------------	---

●(4)職員の役割

72	積極的に <u>参加し</u> 、取り組むように努めます。下線部を追加する。説明には積極的にまちづくりに参加しが記載されている。	この文章は職員の姿勢・意識について書いているものであり、あくまでも努力目標ですので、仮に参加できない職員がいたとしても、それで不当な扱いを受けることはありません。
73	職員の役割は当然の事で記入する必要がない。	
74	職員の役割は要らないと思う。	
75	(4)職員の役割について・・「職員」は「市民」ではないのか。(3)市民の権利②との関係は？	
76	”職員の役割”は負担だと思う。”一般市民”ならばOK！	
77	23地区の市民センターで地域づくりは行うとなっていて、市職員は積極的に参加するとなっているが、住んでいるところでやるのか、勤めているところでやるのかははっきりとわからないので、しっかりとしておいてほしい。	
78	職員の役割で一緒になってとなっているが、現実には種々の役割をお願いして、良い返事を聞いたことがない。	

## ◆4まちづくりを実現する仕組み

### ●全体

79	市長不在のまちづくりの推進？ 地域活動なのか、全市的活動なのか？ 条例の目的が不明確。	地域活動も全市的な活動も含んだ、鈴鹿市をより良くする活動すべてを含みます。
80	まちづくりについてもう少しわかりやすく。	「まちづくり」については、人によって、道路や施設の整備などのハード系の事業をイメージしたり、NPO法の17分野の一つとして受け止めたりと、いろいろな捉え方がありますが、考える会としては、あえて定義づけしないで、どんなときにも使えるようにしておく方が良いという考え方をしてきました。 定義がないと分かりにくいというご意見もありましたが、より良いまちをつくっていくことがすべて「まちづくり」であると大きく捉え、このまま定義しないこととします。
81	地域づくりは行政だけではなく、市民の組織も大きな役割を果たすと思います。地区市民センターに期待します。	考える会としても、市民の組織や、地区市民センターに期待しています。
82	提言書では、(1)協働のまちづくり(2)地域づくりの組織(3)仮称まちづくり活動センターと続いています。まちづくりの文章が続く中で、地域づくりがいきなり出て違和感を感じます。そのため、(3)以降に続ける方が良いのではと思います。 また、地域づくりは、現状今後ともまちづくりと同様、またそれ以上に必要なことだと思いますので、1総則などで地域づくりについて触れていただきたいと思います。	考える会の考え方は、まちづくりとは自治会などの地縁の団体や地縁を超えたNPOなどのさまざまな活動もすべて包括した広い概念で捉えています。(仮称)まちづくり活動センターは、誰もが利用できる施設でこれらのまちづくりの活動や関心のある人などを支援する施設であるという考え方ですので、このままの順番で良いと考えています。 なお、前文でも地域コミュニティの必要性について書いてあります。

### ●(1)協働のルールづくり

83	協働についてのルールの強制的な役割、人材育成について市役所(市)はどの程度のものか、積極的な参加、協力の推進の方法。	説明文にもあるとおり、具体的な協働のルールについては、この条例に定められている「市民参加」「市民の声の反映」などの考え方に従って、広く市民の声を聴いてつくられていくことを期待しています。
----	--	---

### ●(2)地域づくりの組織

84	説明文①の文章表現について、その後に地域の特性・・・とあるものの、その解釈によっては範囲を制限しきれないため、地域の特性を最優先させる裕度(原文のまま)をもった語句(内容)にしていただきたいと思います。それにより②も必要なら修正する。 (修正案1)地区市民センターの所管区域あるいは公民館の <u>区域とし⇒区域などとし</u> 。 (修正案2)「基本的には・・・公民館の区域とし」までを削除する。	地区市民センターと公民館の区域だけには必ずしも限定されない可能性もあることから、いただいた修正案1のご意見を活かして「公民館の区域など」と修正します。
85	(2)地域づくりの組織の地区市民センターと(3)まちづくり活動センターとの住み分けはどうなるのか。	地区市民センターは、地域づくりの核となる場ですが、(仮称)まちづくり活動センターは、個人も自治会や地域づくりの組織もNPOなどのさまざまな市民活動団体も誰もが気軽に活用できる場となることを期待しています。
86	センター長の質的・量的負荷の対象が必要か？人材はいるか？	適材適所の配置をされることを期待しています。

●(3) (仮称)まちづくり活動センター

87	①の「まちづくり活動センターの整備」は施策です。条例に施策の記載はなじまないと思います。	(仮称)まちづくり活動センターが設けられることを前提としてのご意見を多数いただいてもいますので、修正せずにこの提言の中でまちづくり活動センターの整備も位置づけていきます。
88	必要ない	
89	市民の活動には、市域を越えて活動する内容もあれ、市民の活動すべてが鈴鹿市のまちづくり活動ではない。 まちづくり活動センターという名称についても、そういった活動する市民が利用しにくい。	市民の意見を聴く会や、市民の意見の募集でお寄せいただいた意見の中では、「まちづくり活動センター」を推す意見が多かったことを踏まえ、提言の中では、「(仮称)まちづくり活動センター」として提言していきますが、実際に拠点施設がつくれる際には、提言の中でも書いた市民の声の反映という観点から、名称自体の一般公募も含めて、検討されることを期待しています。 市内で活動している個人や団体だけでなく、市域を超えて活動されているNPOやNGOなどの団体も、鈴鹿市で活動していただく場合には、当然利用していただけるような場であると考えています。
90	「市民活動」というと従来の市民活動をイメージしてしまうので「まちづくり」でよい。	
91	私も今まで市民活動として活動しているが、市民活動の流れで過去の既成概念があると、個人の方やボランティアで活動している方には利用しにくいような気がする。新しいまちづくりを考えたときに、敷居が低い状態で気軽に誰でも参加できるように、新しい形の呼び名の方がいい気がする。	
92	最初「まちづくり」を非常に狭い範囲でとらえてしまい、地域課のためのセンターを整備するののかというイメージを持った。しかし、P2に「自治会や地域づくりの組織、市民活動団体、ボランティアなどの活動も包括した広い概念で捉えています」と説明されていたので、理解できた。「まちづくり」範囲を狭くとらえてしまう市民も、多数いるのではないかと心配している。	
93	一般市民はNPO法の17分類なんて知らない、関係ない。	
94	名称は一般公募してはどうか。	
95	立地・規模・活用方法は十分に検討してください。	考える会では、(仮称)まちづくり活動センターの具体的な立地や規模等は検討していませんが、既存施設の活用も含めて、今後検討されることを期待しています。
96	まちづくり活動センターをつくと建設費用がいりますね。また、維持管理費や管理人の手当てなど必要になってきます。今ある施設を有効利用できるようにした方がよいのではないのでしょうか。	

●(4) 人材育成

97	市民の中で中心となる人材の確保は非常に厳しい状況にある。自治会長等も同じで苦勞する。	ご意見をいただいたように、非常に厳しい状況にある人材確保や、リーダーの育成を進めていくことが必要であることから、この人材育成の項目を盛り込みました。(仮称)まちづくり活動センターに求められる機能の一つには、人材育成があげられますので、考える会としても、センターが十分に機能していくことを期待しています。
98	人材を集める事(市民より)リーダーの教育を進めてほしい	

## ◆5行政運営

### ●全体

99	苦情処理の規定が明記されておりませんので、ここで明記していただきたいと思います。	
100	他市の自治基本条例・まちづくり条例を見ると、市民からの苦情処理規定がよく見受けられるが、この提言案にはふれられていない。あえて書かなかったのか。もう一度検討してほしい。	苦情処理のあり方については、ご意見をいただいたことから、検討の結果、(1)市民の声の反映に、「②市は、市民から提出された意見や提案、要望、苦情等には誠実に対応します。」を入れることにしました。
101	現実性が乏しい。	行政は、住みよいまちをつくっていくための主体として大きな役割を果たしていますので、市民だけでなく行政のあり方についても基本的な考え方を規定する必要があると考えています。
102	そもそもこの章が必要なのか。	
103	”行政運営”は市と議会の世界に思える。市民活動は不要項に思うが…。「やらせ」ならあり。	ご意見の趣旨がつかめないため、お答えいたしかねます。

### ●(2)説明責任

104	説明責任はどこまで求めるのか。広報に出した、HPに掲載したということで説明責任を果たしたといえるのか。	説明文にもあるように、その内容や効果に至るまで、市民に理解が得られるよう分かりやすく説明することが、説明責任であると考えています。
-----	---	---

### ●(3)情報公開

105	積極的に情報提供を行うとあるが、どのような情報を提供してくれるかわからない。	
106	この会の皆さんは、どういうことを想定して②の案をつかったのか。HPや市の広報などに市側が都合のいいものだけ広報しているのではないかとこのころは変わると思うが、委員名簿の情報提供を求めたときに、簡単に窓口で出してもらえ課と情報公開条例を活用して手続きを踏んでくださいというように、担当課によって対応が違うことがあるので、このことも含まれるのでしょうか。	現時点でどのような情報が提供されるのかは分かりませんが、担当窓口の対応や担当者によって異なることがないように、ルールが明確になることを期待しています。
107	すでに鈴鹿市情報公開条例は制定されているが、さらにこの条例に明記されることによって、どのようなメリットがあるのか知りたい。例えば、今まで教育委員会の職員が情報公開条例違反をしても教育長が処分されることはなかったが、この条例制定後は、教育長の責任も問われるようになると考えておいてもいいのか。	この条例ができることによって、情報提供の仕組みなどがより明確になることを期待していますが、個別の事例については判断しかねます。
108	情報公開については、説明責任のところ踏み込んで書いてあるので、これから情報公開請求をしなくても多くの情報を得られるという認識もあるので、すごうれい。	ご感想として承りました。
109	個人情報の保護にかくれて情報が出ない気がします。	この条例ができることによって、情報提供の仕組みなどがより明確になることを期待しています。

●(4)個人情報保護

110	市民の個人情報を流出し、市民の権利や利益を侵害している職員が、市民に対して適切な助言ができるのか。	ご意見の趣旨がつかめないため、お答えいたしかねます。
-----	---	----------------------------

●(5)行政評価

111	説明文の2行目 行政評価の説明文であるので、この読点の位置だと市民参加の方法を別に定めることがメインのように読み取れるので、「,」の位置を変えた方が良い。 透明性を高めることを目的とした、市民参加の方法を別に定める・・・⇒透明性を高めることを目的とした市民参加の方法を、別に定める・・・」	ご指摘のとおり修正いたします。
112	行政評価の対象を具体的に・・・	対象はその都度変わるので一概に言えませんが、具体的にどのような対象としていくかについては、別に定める仕組みに委ねたいと思います。
113	総合計画は市の最上位に位置する計画で、行政評価もそれに関連していると思うが、行政評価は、議会がやることではないのかと思う。そこまで市民活動に入り込むのか。役割分担からいくとどうなのか、行き過ぎではないのか。	行政評価は、本来議会がやるということは一つの見識ですが、考える会では、市民の目線で行政評価はやるべきであるという観点から、別に仕組みを定めてほしいと思っています。 また、まちづくりの主役は市民だと考えていますので、議会だけでなく、市民もまちづくりに関係する行政評価で、一定の役割を果たすことが必要だと考えます。

●(7)市町村や県、国との関係

114	鈴鹿市男女共同参画推進条例を原動力として、市民活動を続けている。この条例の第6条4項には「市は男女共同参画の推進に関し、国、三重県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、積極的に働きかけるよう努めなければならない。」と明記されている。教育委員会の職員との会議で、この第6条4項を活用したことがある。連携・協力だけでなく、県や国への積極的な働きかけも必要なのではないか。	他の市町村や県・国との関係が対等であるとの前提に立てば、働きかけは連携、協力につながることから、この提言案のままでご意見の趣旨は込められていると考えます。
-----	---	---

◆6条例の推進

115	現在ある条例との関わり	この条例は、総則(3)の説明にもあるように、まちづくりにかかわるすべての条例などのよりどころとなることを想定していることから、現在ある条例についても、今後この条例に基づいて見直されていくことになると思います。
116	過去のものを見ても素晴らしい条例があるのに、担当者が変わると次から次へ新しいものができて、埋もれていってしまう。 条例が埋もれてしまわないようにしてほしい。	ご意見のような懸念があるので、条例が確実に活かされるよう推進、見直しの規定を設けています。

## ◆7条例の見直し

117	5年の説明が書いてあるが、その中の「すみやかに」と「5年を目途に」が相反するのではと思う。 例えば、2年とか3年としておいて、なぜその時に見直しができなかったということをきちんと情報公開で説明できれば問題にならないと思う。 世の中がドンドン変わっているのだから、時代の早さに対応できるように、すみやかにできる体制をとって、短くしていただけたらと思う。	世の中の変化などによって必要性が出てきた場合には、5年にこだわらずより速やかに検証することも可能であると考えられるので、修正せずにこのままとします。
118	5年を超えない期間ごとにどうしても条例の中に不具合があった場合は上記にかかわらず見直し、改正ができるようにしておく。	
119	条文の見直しについて委員会の設置などをあらかじめ条文に盛り込んでおく事もいかがでしょうか？	条例の見直しにあたって、この条例に定める「市民参加」「市民の声の反映」などの方法に基づいて、広く市民の声が反映されるようになることを期待しています。
120	「検証を行うに当たり広く市民の声を聴いて」とはどんな方法が考えられるのでしょうか	

## ◆その他の項目への意見

121	活動に対する自己決定、自己責任の条文は？ 補完性の原理がない。	市民がまちづくりの主役であり、お互いに理解を深め合い、意見や行動を尊重し責任を持つということが補完性の原理のことであり、この条例全体が補完性の原理を表現していると考えています。 自己決定・自己責任も含めて、直接的な文言は入ってはいませんが、その趣旨は提言を読んでもいただければご理解いただけると思います。
-----	------------------------------------	---

## ◆全体に対する意見

122	奥ゆかしい？女性たちの意見を聞く機会を、女性の視点・意見を今以上に意思決定の場に。	女性の意見も、意思決定の場へより反映されるように、市民参加の仕組みがつくられることを期待しています。
123	市長さんはテレビで鈴鹿はモータースポーツで新しいまちづくりにしたいと言っていますよ。	ご意見の趣旨がつかめないため、お答えいたしかねます。
124	他の条例をつくったときにかかわらせていただいた。そのときからPDCAに市民がかかわっていくことを言っているがなかなかできない。市民に自分たちが主体で動いていくことができる、まちづくりができるということ、市民が主体にやっていかなければならないということを市民に訴えていかないと、市民は育っていかない。 市民を教育するには、市民が主体であるということありとあらゆるところに入れていってほしい。	例えば、市民の役割のところには「市民は、まちづくりの主役」と、条例の推進のところには、「市民及び市は、この条例の理念を共有し、積極的に活用」と書いてあります。これまでは、理念としてはあっても示すものがなかったわけですが、条例ができることによって、その効果がありますし、期待ができるようになると考えています。

125	<p>鈴鹿市にある23地区を包括しているような条例であり、総合計画のための条例のような気がする。 自治の問題の安全・安心のまちづくり、23地区の特徴を活かしたタウンアップするまちおこし、行政の3つが包括して書いているので、分けなければいけないと思う。複雑になっているので市民に分かりにくい。 市民だけでなく、市の職員や議員が初めから積極的に参加しなければタウンアップはできないので、初めから条例に書かなければいけないと思う。 あまりにも抽象的で漠然としていると思う。</p>	<p>自治会、各地区の地域づくりの組織、行政といった主体別の視点ではなく、それらを包括したまちづくりの基本原則や仕組みなどのあり方を、網羅的に書き込むというこの提言の性格から、原案の並びの方が望ましいと考えます。</p>
126	<p>まちづくり条例の制定を市に要請することになった趣旨を教えてください。 まちづくりについて、こういうことをしてほしいということを市民から市に求めるというのは、地方分権を見越して必要ということから発想したことなのか。</p>	
127	<p>今回の提言書と条例の関係はどうなっているのか。上下関係なのか。これは理念として生きているのか。条例はこれに縛られるのか。 絵にかいた餅にならないのか。</p>	
128	<p>市長から委嘱を受けてこの会が始まったということであるが、市長はなぜこれを委嘱することを考えたのか。委員の皆さんはどう考えているのか。</p>	<p>市からまちづくりの条例をつくりたいので検討してほしいという呼びかけがあり、考える会が始まったという経緯があります。あくまでも市長が議会に提案する条例案の参考になるものを提言するという位置づけですので、提言どおりの条例になるかどうかはわかりませんが、少しでも市民の声が条例に反映されればという思いから、考える会に参加しています。市民の皆さんからのご意見も踏まえた、考える会の提言を最大限尊重した形で、今後条例が制定されることを期待しています。</p>
129	<p>市長からの委嘱目的は何だったのか？その意図、根拠（背景）は何だったのかを知りたい。それによって考える会の答えが提言であれば、素案は市民の意向が概ね表示されているので可とすべきであるが、条例案を提示すべきならば全体の文言が不十分、不適切と史料する。</p>	
130	<p>皆さんが考えた提案は、あくまでもこれから行政でつくる条例に組み入れてくださいという要望であると説明を受けたが、最初にそのことを言ってもらわないと、これがそのまま条例になると勘違いしてしまう。 条文に提案する内容と分かれば理解できるが、このまま条例になると考えると抽象的な表現で曖昧で理解できない。</p>	
131	<p>条例を考える会を当初から傍聴していると思うのですが、この会は市長が諮問されて設置された会ということで、決められたタイムスケジュールに沿って条例の提言案をつくる必要があるのか。 市民の側がこのような会議をもっと開催して意見を出してつくっていくものではないのか。もう一度考える会として考え直していただきたい。</p>	<p>期限は今年の3月までという条件で委嘱を受けましたので、私たちがタイムテーブルまで考え直せる立場ではないと考えます。</p>
132	<p>今回の提言文章では説明不足。判断困難な部分があり共通理解のもとでの議論がなされるような明確な文章をつくるように時間をかけるべきで、急いで提言する必要はないと考える。</p>	

133	条例は市民の活動を制限するもので、市がつくるものではないか。	条例は、市長や議員の提案に基づき議会で議決してつくられるものであるため、市長が議会に提案する条例案の参考として提言をします。ここで提言している条例は、市民の活動を制限するものではありません。その趣旨は提言を読んでいただければご理解いただけるかと思えます。	
134	何をやるのかがボヤっとした状態で、何をやらせたいのかはつきり分からない。やってもらうのはいいが、後だしジャンケン、この条例をつかったのだから、こうすると市民を強制することだけはやめてほしい。それだけをお願いしたい。		
135	条例は誰かが提案をしていかないと進まないと思うし、関心も持っている。気になるのが、市民の意見を聴く会であれば、もっとたくさんの箇所でたくさんの人に聞いてもらえて、もっと討議をする時間がほしかったと思う。関心度が薄いとつくったものも生きてこない気がする。いい形でできることを願っている。		
136	今日、この会議に出席するまでに事前にもう少し詳しい資料がほしかった。そうすればもう少し意見が述べられたように思う。 自治会長をして一年足らずであるが、この条例がもう少し早く検討されていれば、自治会での問題(15階建のマンション・自治会で管理している山車・韓国からの遣唐使の幕・住宅地内における環境など)なかなか解決できないので、早く解決できたのではないかと思う。 肯定的に早く具体的なものとして成立させてほしいと思っている。		考える会としても、市民の意見を聴く会については反省すべき点もありますが、今後この提言をもとに良い条例ができることを願っています。
137	提言案を1週間くらい前にいただければもう少し深く考えられたと思う。		
138	参加者が少ないのがとても残念です。 情報公開条例の成立の前にも白子・神戸・平田の3箇所でシンポジウム等が開かれてました。どの会場も市民と職員が多数参加されて活発な意見交換がなされてました。 もっと広報努力が必要だと思えます。		
139	初めてなのでよく理解できない点が多いですが、聞いていると個々に色々ありそうですが、どんな問題が現在起こっていて、それをどうするか？ということケーススタディ等やってみれば如何でしょうか。 落とし込必要 条例とは？ 前もって配付が必要	広報すずかや市のHP等でお知らせし、各地区市民センターや公民館等にもチラシ等を配置しました。職員には庁内の電子掲示板でお知らせをしていただきましたが、残念ながら参加者が少なかったことは、ご指摘のとおり広報努力が足らなかったということです。市民の意見を聴く会の反省点として受け止めたいと思えます。	
140	どのように活用されるのか、あまり見えてこない。 市民の一般常識的なものになっているが、このようなもので条例となり得るのでしょうか。当たり前すぎてピンとこない感じがする。 一般市民にはとても分かりにくいのではないのでしょうか。		
141	抽象的で具体的でない。 あまりにも決まりきった常識的なものが並んでいるように思う。例えば具体的に地区における高層ビル基準、外観、景色の妨害色、またゴミの出し方も地区毎に基準が違っているのを統一する、荒地をどう考えるか条例に盛り込まれないのか。		考える会では、当初それぞれの委員が具体的な場面でどのような問題があるか条例ができるとどのように改善されるかという意見を出し合い、それを集約し抽象化することでこの基本条例に向けた提言が作成された経緯があります。したがって、提言本文には具体的な記述は薄くなっていますが、HP等で考える会の会議録をご覧いただければ、それぞれの箇所の背景として、どのような具体的なことが想定されているかもご理解いただけるのではないかと思います。 この条例ができた際には、それを基に具体的な仕組みや取り組みが進められていくようになることを期待しています。
142	全体として具体性にかける。		

143	一般市民の関心は低いのではないか。まちづくり条例はどうして必要なのかもっと説明がいるのではないか。	今後、それぞれの立場から条例の必要性を説明していければと思います。
144	これからつくられる条例は、やはり議会だけで決められるのだろうか。それでは生の市民の声が入らない。条例を市議会に出す前に今回のような考える会をつくり、市民の意見を入れるべき。	この提言を活かした条例ができれば、今後は重要な条例等の制定の際には、市民の意見が反映されることが期待されます。
145	①「条例」案づくりに力を注ぐよりも「条例」に反映させる提言に主力をおくべきだ。 ②「条例」はあくまでも「法」である以上、一般的「法概念」以上のものを組み入れようとすると「条例を考えるだけの会」になってしまう。	考える会としては、条例に反映させる提言を考えています。
146	良い条例がしずまないように・・・協働といったとき、関係部署が譲り合いをしないことを祈ってます。	この提言を活かして、良い条例ができて、それが活かされることを期待しています。
147	現在まで市はまちづくりについて補助金というものを出してきましたが、するのであれば年数に関係なく出していただきたいし、続かないのであれば始めから出さないほうが良いと思う。	まちづくりへの支援の在り方も含めて、ルールが明確になることを期待しています。
148	本日は桑名市から参りました。非常に有意義な公聴会に参加させていただき感謝いたします。恥ずかしながら、我が桑名市はまちづくり基本条例なるものを制定する動きすらありません。鈴鹿市さんのような自発的な活動はうらやましい限りです。	
149	今日の時間が全体で90分しか確保されていなかったのが少し残念です。多くの意見を聴くという姿勢が一寸足りない気がしました。でも参加者側から見るとこれで良かったのかもしれないですね。失礼しました。	ご感想として承りました。
150	1月25日までに「鈴鹿まちづくり条例の提言書についての意見」を提出する予定です。この会場への参加者がほとんど男性だったことに驚きました。もっと多様な立場の女性にこの条例の提言書(案)を知らせていくべきだと感じました。	
151	アンケートの記入はむずかしい。	
152	市長への提言であれば、全てのことが網羅されており結構かと思えます。	
153	既存の施策や計画を生かす(活用できる)ような提言を期待します。	この条例は、総則(3)の説明にもあるように、まちづくりにかかわるすべての施策や計画などのよりどころとなることを想定しています。
154	早期に具体的に立案・発足されることを希望いたします。	今後この提言をもとに良い条例ができることを願っています。

155	<p>条例を考える会の皆様、お疲れさまでした。いろんな意見がある中で、このようにまとめられるのは大変なことだったと思います。また、いろんな意見から自分とは異なる考え方等にふれられて、思われることも多かったと思います。そうやってつくっていただいた提言に意見を言わせていただくのは申し訳なく、また、提言ということではありますが、これがそのまま条例になったらという視点で書かせていただきました。</p> <p>それぞれの項目もやさしい言葉で書かれており、理解しやすかったです。</p> <p>人とのつながりが薄くなってきているといわれる昨今、地域のつながりがやはり大切だと皆さん感じてみえると思います。そのためにはいろんな形のまちづくりが必要だと思います。</p>	ご感想として承りました。
156	<p>本日は、鈴鹿まちづくり条例の案をのべていただきましてありがとうございます。</p>	

## みんなで作る鈴鹿まちづくり条例を考える会

事務局：鈴鹿市生活安全部地域課 市民活動グループ

住所 〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

TEL 059-382-8695 (直通)

FAX 059-382-2214 (他課と共通)

E-mail [chiiki@city.suzuka.lg.jp](mailto:chiiki@city.suzuka.lg.jp)

# 小樽市自治基本条例に関する提言書

小樽市自治基本条例策定委員会

平成24年10月

## もくじ

I	はじめに	1
II	小樽市自治基本条例への提言	2～24
III	策定委員会としての附帯意見	25
IV	おわりに	26
V	参考資料	
	① 策定委員会開催状況	
	② 検討部会開催状況	
	③ 提言文案起草部会開催状況	
	④ 前文起草部会開催状況	
	⑤ ワークショップ開催状況	
	⑥ フォーラム開催状況	
	⑦ 委員名簿	
	・小樽市自治基本条例策定委員会名簿	

## I はじめに

今日、多くの自治体で厳しい財政運営が行われています。近年は普通交付税に若干改善の兆しがみえるとともに、地方債の償還のピークを過ぎた自治体が増えてきているとはいうものの、地方税収の伸びがあまり見られないことや、まだまだ地方債残高が多いことを考えれば、自治体は、行財政改革や財政の健全化に努力していかなければなりません。

このような中、自治体は、市民生活の発展のために、少子高齢社会への対応や、教育政策や産業雇用政策などの充実に努める必要がありますが、市民ニーズの多様化など、自治体が抱える課題も複雑で多様なものになっています。

また、地方分権時代ともいえる社会状況の中で、「地域のことは地域で考え責任をもって決めていく」という自己決定・自己責任に基づく自治体運営が求められています。

今後、自治体が抱える課題を考え、解決するためには、市民、行政、議会がそれぞれの役割を認識し、相互にその役割を尊重しながら、地域づくりに励むことが必要です。市民はまちづくりの主体として、自らまちづくりに参加するとともに、行政には、より地域や市民と密着する姿勢が求められます。議会の活性化もまちづくりには欠かせません。

少なくとも、これまでの市民と行政の関係を1歩も2歩も進めた形での信頼関係を構築する必要があると考えますし、これこそが協働のまちづくりであり、市民参加のまちづくりといえます。

そして、このようなまちづくりの基本となるルールづくりが「自治基本条例」にほかなりません。

小樽市においては、平成22年4月に「小樽市自治基本条例懇話会」から提言を受け、同年8月に「小樽市自治基本条例策定委員会」を設置いたしました。

以来、26回に及ぶ策定委員会、ワークショップやフォーラムの開催を通じ、多くの市民のみなさんからご意見を頂き、自治基本条例の策定について検討を重ね、ここに「小樽市自治基本条例に関する提言書」として取りまとめました。

自治基本条例の制定によって、小樽市民が主役のまちづくりが進められることを心から願い、提言いたします。

小樽市自治基本条例策定委員会  
会長 横山 純一  
(北海学園大学法学部教授)

## Ⅱ 小樽市自治基本条例への提言

### 全体の構成

#### 前文

総則 (1) 目的 (2) 定義

まちづくりの基本原則 (1) 情報の共有の原則  
(2) 参加と協働の原則

情報の共有 (1) 情報の提供 (2) 情報の公開  
(3) 個人情報の保護

参加と協働 (1) 市民参加の推進 (2) 協働によるまちづくりの推進  
(3) コミュニティ (4) 住民投票

市民 (1) 市民の権利 (2) 市民の責務  
(3) 事業者の権利と責務

議会および議員 (1) 議会および議員の役割と責務

市長および市職員 (1) 市長の役割と責務 (2) 市職員の役割と責務

行政運営 (1) 総合計画 (2) 財政運営 (3) 行政評価 (4) 組織運営  
(5) 審議会等 (6) 説明責任 (7) 政策法務 (8) 関与団体  
(9) 行政手続 (10) 外部監査 (11) 公益通報制度

観光の振興 (1) 観光の振興

国、北海道、他の自治体等との連携と協力  
(1) 国、北海道および他の自治体との連携と協力  
(2) 関係機関との連携と協力

安全で安心な地域づくり (1) 安全で安心な地域づくり

条例の位置付け (1) 条例の位置付け (2) 条例の見直し

## 前文

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有する港町です。北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、市内には小樽運河や旧国鉄手宮線、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

かつて小樽では、市民による小樽運河保存運動が起き、それをきっかけとして、まちなみ保全などのまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力をされた方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽を創るためには、将来の世代に対する責任と自覚のもと、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、私たちのまちづくりの基本として小樽市自治基本条例を制定します。

### (解説)

前文では、小樽市自治基本条例を制定するにあたって、条例制定の背景や意義について示しています。

→ 第1段落では、小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央部に位置し、豊かな自然環境と天然の良港に恵まれ、江戸後期から明治初期には、北前舟などの海運の要所として、また、明治から昭和初期には「北のウォール街」といわれ、商業都市として北海道の産業の発展に大きく寄与し、繁栄した小樽の歴史について述べています。現在の観光都市として全国的に有名になった背景には、こうした歴史の面影を色濃く残す小樽のまちなみがあり、現在の小樽のまちのかたちとなっているという考えを述べています。

→ 第2段落では、時代の流れとともに、行政の手によって小樽のまちが姿を変えようとしたとき、歴史ある小樽のまちなみに愛着と誇りを持つ市民の手によって小樽運河保存運動が行われました。こうした、市民のまちづくりへの取り組みが、小樽を変える大きな原動力となったことが重要であるという考えを述べています。

→ 第3段落では、まちづくりの主役は私たち市民であり、郷土への愛情や想いをもって、自らが主体的に行動し取り組むことはとても必要です。小樽で行われた、小樽運河保存運動をはじめとする市民の手によるまちづくり運動は、まさに市民が主役のまちづくりであり、こうした運動に関わった人々の、小樽のまちに対する愛情や、誇り、まちづくりに対する不断の努力によって、まちづくりが行われた、ということをおぼろげに忘れることなく、これからも、私たち市民一人一人が、小樽のまちに対する愛情と誇りや、まちづくりの主役としての自覚を忘れてはいけないことが大切であるという考えを述べています。

→ 第4段落では、小樽では現在、急激な人口減少と少子高齢化が問題となっています。こうした小樽の現状で、将来にわたって、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代が安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、小樽に暮らすあらゆる立場の人々が、それぞれの役割分担のもと、お互いに、理解し、支えあい、協力し、まちづくりに取り組み行動する必要があるという考えを述べています。

→ 第5段落では、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、まちづくりの主役は市民であるという基本のもと、市民、議会および市がどのような考えで、お互いを理解し、協力し、自らの責務を捉えて、まちづくりを行うべきか、ということをおぼろげにするため、この自治基本条例を規定することを述べています。

## 1 総則

### (1) 目的

- ・この条例は、市民、議会および市（市長その他の執行機関）が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽市のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。

### (解説)

ここでは、この条例を制定した目的を表現したものです。

この条例の目的は、「豊かで活力ある地域社会の実現」であり、そのためには、市民、議会および行政の役割や責務を明らかにし、協働によるまちづくりの推進を図るための基本的な事項をこの条例で定めることとしています。

### (2) 定義

- ・この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
  - ①市民・・・市内において、居住する者、働く者、学ぶ者、事業活動を行う者（以下「事業者」といいます。）および活動する団体をいいます。
  - ②協働・・・市民、議会および市が、それぞれの責務と役割を認識し、対等な立場で協力し行動することをいいます。
  - ③コミュニティ・地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の特定のテーマを目的として市民が心豊かに暮らすために活動する組織又は団体をいいます。
  - ④まちづくり・・・市民、議会および市が行う豊かで活力ある地域社会の実現のための活動をいいます。

### (解説)

ここでは、条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

まず始めに、「市民」を定義しています。

本市におけるまちづくりに関する取組は、市内に住所を有している人だけで行われているわけではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO法人など、様々な団体によって行われています。

ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な形で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。

「協働」の定義については、市民、議会および市は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりについての課題解決に向けて、互いに協力し、主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿として規定しました。

次に「コミュニティ」の定義については、近年、地域の連帯感が希薄化することにより、地域力が衰退していると言われておりますが、この条例の目的である、豊かで

活力ある地域社会の実現のためには、地域におけるまちづくりにおいて、コミュニティが大きな役割を担うと考え、ここで「コミュニティ」を定義しました。

最後に「まちづくり」について定義をしました。

「まちづくり」とは、建物や道路などの施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かで、活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動なども意味しています。

また、これらの活動は、行政だけではなく、自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動などを広く含みます。

## 2 まちづくりの基本原則

### (1) 情報の共有の原則

- ・市民、議会および市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。

### (2) 参加と協働の原則

- ・まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。
- ・市民、議会および市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。

### (解説)

ここでは、条例制定の目的である豊かで活力ある地域社会を実現するため、まちづくりの基本原則を明記することになりました。

まちづくりの目的は、小樽に暮らす人たちが、心豊かに安心して生活を営むことができるように、豊かで活力ある地域社会の実現です。

そして、その目的達成に向けて、まちづくりを進めるためには、市民、議会および市が、それぞれを互いに理解し、認め合い、その役割に基づいて、まちづくりに参加し、協力して、共に行動することが重要と考え規定しました。

市民がまちづくりに参加するために、市民、議会および市がまちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが必要と考えました。そのためには、まちづくりに関する情報を市民が知ることができる環境づくりが必要と考え、基本原則として位置付けています。

### 3 情報の共有

#### (1) 情報の提供

- ・市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を速やかに、わかりやすく市民へ提供するよう努めます。

#### (解説)

情報の提供は、市民が主体的にまちづくりに参加するために必要な情報を、必要な時に、必要な形で、わかりやすく、市は提供し、市民と情報の共有を図る必要があると考えました。

市は情報の内容や性格によって、広報紙やインターネット等、情報の提供方法についても工夫を行うとともに、必要に応じ、意見交換会など、直接対話ができる場の設置も必要であると考えています。

#### (2) 情報の公開

- ・市は、市の保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。
- ・市は、市の保有する情報を適切に管理します。

#### (解説)

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報の公開について定めました。小樽市では、市長、その他の執行機関および議会において、情報公開の推進に関し必要な事項を定めた「小樽市情報公開条例」を制定し運用しております。

市民および市が協働のまちづくりを進めていく上で、市民が、市の保有する情報を知ることができる環境整備と、この条例に係る制度の周知に努めることも重要と考えます。

また、市は、その保有する情報をいつでも公開できるよう、適切に管理することも必要と考えます。

### (3) 個人情報の保護

- ・市は、個人の権利と利益の保護のため、市の保有する個人情報を適切に取り扱い、他の法令に定めのある場合を除き、原則として本人以外に開示しません。
- ・市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報の開示、訂正および利用の停止等について必要な措置を講じます。

#### (解説)

個人情報の保護について、市および議会が保有する個人情報の取り扱いにおける考え方を定めました。

市はまちづくりを進めていく上で、市民と情報の共有化を図ることは大切である一方、個人の権利と利益の保護のため、他の法令に基づき、求められた場合を除き、原則、本人以外には開示しないなど、その保有する個人情報を適切に取り扱わなければならないと考えます。

また、市は、その保有する個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の保護に関する条例を制定、施行しており、個人情報の保護の他、個人情報の開示、訂正などの請求があった場合の、必要な措置について規定することが必要と考えました。

## 4 参加と協働

### (1) 市民参加の推進

- ・市は、市民が自主的、主体的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備と充実を図るよう努めます。
- ・市は、政策の立案、実施および評価の各段階において、市民が参加できるよう努めます。
- ・市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、事案ごとに参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

#### (解説)

市民が主役のまちづくりを進めていく上で、市民がまちづくりに参加することが、重要であると考えています。ここでは、市民参加の推進を図るための市の役割を示しています。なお、まちづくりへの市民参加の基本的な考え方は、「市民の責務」で示しています。

まちづくりが市民の自主的、主体的な参加により推進されるため、市が、市民がまちづくりに参加するための情報提供の充実を図り、多くの市民が市政に参加できる仕組みづくりに取り組むことが重要であると考えています。

これまでも市は、市政への市民参加について、審議会等への一般参加者の募集、実施事業等の説明会の開催、パブリックコメントの実施などを行ってまいりましたが、市民参加の推進を図るためには、より一層の制度の充実を図る必要があると考えます。

市民が、より市政を自らのことと考え、まちづくりの主役として市政に参加するために、市は、政策の立案のみならず、実施、評価などの各段階においても、市民が参加し、その意見を適切に反映させるよう努めなければならないと考えました。

市民参加の推進にあたっては、地域や世代間に配慮した仕組みの整備が必要です。例えば、社会人、子育て世代の女性、学生などの若者、それぞれのライフスタイルに適した時間帯での会議の開催などによる、様々な世代の市民参加への配慮や、特定の地域へ影響があるまちづくりについての地域意見の尊重、などについて配慮する必要があると考えました。

特に、今後、人口減少、少子高齢化が進展する中において、若者世代のまちづくりへの参加は将来のまちづくりの担い手となることから、人材育成の観点からもその仕組みづくりが求められていると考えています。

## (2) 協働によるまちづくりの推進

- ・市民、議会および市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。
- ・市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な施策の推進に努めます。

### (解説)

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会および市がそれぞれの立場のみを考えて進めても決して住みよいまちにはなりません。お互いの役割を認識し、理解し、そして対等な立場で協力し行動すること（＝協働）が必要と考えます。そのような関係に基づき、まちづくりに取り組むことが重要と考えます。

市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、まちづくりを推進するための市の組織づくりや、まちづくり団体との協力体制の整備、市民に対してのまちづくりに関する情報の提供や、まちづくりへの参加の機会の提供など、必要な施策の推進に努めることが必要と考えます。

## (3) コミュニティ

- ・市民および市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。
- ・市は、コミュニティの主体性、自立性および地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

### (解説)

少子高齢化、住環境の変化により、担い手の減少、高齢化など地域におけるコミュニティは様々な課題を抱えていますが、地域の人とのつながりが希薄になってきている現在において、地域におけるコミュニティは、子どもや高齢者の安全、防災、子育てなど、様々な分野において、地域におけるまちづくりにとって、ますます重要になって来ており、欠かすことのできない存在となっています。

市民および市は、その地域での役割や重要性を十分認識し、その活動への参加、支援および育成に取り組む必要があると考えます。

また、市はコミュニティの主体性、自立性および地域性を尊重しながら、各団体が活動についての情報の共有をできる体制の整備や活動拠点の確保など、コミュニティ活動を推進するための必要な支援に努めなければならないものと考えます。

#### (4) 住民投票

- ・市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するために、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- ・市は、住民投票の結果を尊重します。

#### (解説)

市政の重要な事項について、間接民主制を補完する制度のひとつとして、住民の意思を直接確認する住民投票を自治基本条例に規定する必要があると考えました。

市長は、市民生活に重大な影響を及ぼす市政の重要な事項について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を実施する必要があると考えましたが、あくまで、間接民主制を補完する制度であることから、市長が住民投票を実施するにあたり、事案ごとに住民投票に関する条例を議会の議決を経て制定する必要があります。

住民投票制度には、常設型と個別型がありますが、住民投票を実施する場合、個別の案件ごとに、「どのような市政に関する重要な事項なのか」、「住民投票の有権者の条件はどのようにするか」など、実施にあたっての条例をつくり、議会での審議を経て、実施の必要性について明確にする、個別型の住民投票が望ましいと考えます。

住民投票に関する条例を制定する請求について、住民は、地方自治法に規定されている条例制定の請求によることとします。

また、住民投票の実施にあたっては、慎重に行う必要があります。市民の皆さんに住民投票の仕組みはもちろん、目的や結果についてしっかり情報を提供し、十分理解していただいて行う必要があります。また、その結果を尊重しなければならないものと考えます。

住民投票の結果については、法的な拘束力がないため、尊重することとして規定しています。

## 5 市民

### (1) 市民の権利

- ・市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。
- ・市民は、市および議会が保有する情報を知ることができます。

#### (解説)

まちづくりは、市民が、より良い環境で心豊かに生活できるようにするためのものです。そして、まちづくりの主体＝主役は私たち市民です。

そのまちづくりに参加することは、市民一人一人が、地域の一員として関わることができる権利であると考え、自らがまちづくりの主体として参加できることを権利として規定しています。

そして、まちづくりへの参加については、まちづくりの基本原則にもあるように、市や議会の持つ情報を得て、小樽市のことについて十分に理解することは、市民がまちづくりに参加する上での前提であり、かつ重要なことと考え、情報を知る権利として規定しています。

### (2) 市民の責務

- ・市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲においてまちづくりに参加するよう努めます。
- ・市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言と行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

#### (解説)

まちづくりを推進するためには、市民自らが、まちづくりに参加することが不可欠です。市民が、まちづくりへ参加する上で、まちづくりは決して他人ごとではなく、私たち自身のためと考え、小樽の中でどのような問題があり、どのような人たちが、どのような目的をもって、まちづくりを行っているかについて関心を持つことが第1歩であると考えます。そして、まちづくりへの参加は、決して強制的なものではなく、あくまで、市民、一人一人の実情に応じ、可能な範囲において、自由に参加するべきと考えました。

ただし、参加するにあたっては、色々な人たちが、色々な考えで、まちづくりに参加します。そうした人たちと協力してまちづくりを進めるためには、自分の発言や行動に責任を持つことや、お互いに認め合い、協力していくことも大切と考えました。

### (3) 事業者の権利と責務

- ・事業者は、市民の権利および市民の責務に規定する権利と責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

#### (解説)

ここでは、市民として定義されている事業者（株式会社などの営利法人だけでなく、学校法人や社会福祉法人などの公益法人も含まれます。）について、前述の、市民の権利と責務について、一般の市民の方と同様であると同時に、法令の遵守や環境への配慮など、地域環境に配慮した活動を行う社会的な役割と共に、地域の一員としてのまちづくりへの関わりなどが必要と考えました。

## 6 議会および議員

### (1) 議会および議員の役割と責務

- ・ 議会は、小樽市の意思決定機関として、法令および条例で定める事項を議決するとともに、市政の適正な運営について監視、けん制を行います。
- ・ 議会は、保有する情報と活動内容について、市民にわかりやすく情報提供を行い、開かれた議会運営に努めます。
- ・ 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。
- ・ 議員は、議会での議論と政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。

#### (解説)

議会は、直接選挙により選ばれた、私たちの代表である市議会議員によって構成されています。議会の役割とは、地方自治法に権限として規定されているように、条例の制定や廃止、予算、決算の議決など、小樽市の重要案件を、意思決定機関として、審議し、議決することです。そして、市と緊張関係を維持し、市政運営が適正に行われているかを監視し、けん制を行う役割を果たすことを規定しています。

議会は、私たちの代表機関ですので、その保有する情報や、どのような活動を行っているか、説明責任を果たす責務があると考えます。そして、本会議、常任委員会および特別委員会など会議の公開や、情報の提供などを行うことによって、市民と情報を共有し、透明性の高い議会運営に努めることが必要と考えます。

小樽市の重要な案件は、私たちが直接選挙で選んだ議員によって構成される、議会によって審議されます。その議会を構成する市議会議員は、市民の代表として、その信託に応え、誠実に職務を遂行することが必要と考えます。

また、私たち市民の声を市政に反映させるため、積極的に市民と対話し、地域が抱える様々な問題について、意見を交換し、共有することによって、議会での議論へ生かすように努めることが必要と考え規定しています。

そして、地方自治法や条例に規定される議決事項の議論や、議案提出権などによる政策提案のため、調査や研究に努めることが必要と考えます。

## 7 市長および市職員

### (1) 市長の役割と責務

- ・市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。
- ・市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。
- ・市長は、まちづくりの推進と効果的かつ効率的な市政運営のため、人材の育成、能力評価および適切な配置を行います。
- ・市長は、市民の代表として、小樽と後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。

#### (解説)

小樽市民は、選挙によって、小樽市長を小樽の代表として選んでいます。市長は、市民より信託されたその役割を果たすため、法令を熟知、遵守し、市民に誤解を招くことのないよう、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないと考え規定しました。

市長は、市民からの信託を受け、この条例の目的である豊かで活力ある地域社会の実現を目指すためにまちづくりに取り組み、市政運営を行います。そのため、小樽市の現状や、課題などを積極的に市民と対話し、認識を共有し、指導力をもってまちづくりを行うことが重要であると考えました。

市長は、市民との協働のまちづくりや、市民からの信頼に応え、より効果的、効率的な市政の運営を行うため、多様化する市民ニーズに対応した、専門性の高い職員を育成し、職員の能力を評価し、適切な人事配置を行うことが必要と考えました。

小樽市長は、自らも小樽市民として、小樽は勿論、後志地域についても、その魅力を認識し、観光都市小樽の代表として、国内外へ積極的に情報発信を行うことが必要と考え規定しています。

## (2) 市職員の役割と責務

- ・市職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- ・市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。
- ・市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
- ・市職員は、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、その事実を通報します。

### (解説)

市職員の役割とは、全体の奉仕者として、市民から信託を受けた市長が行う市政を遂行することにあります。職務の遂行にあたっては、公務員であることを常に自覚し、法令等を遵守し、公正な立場で誠実に職務を遂行しなければならないと考え規定しています。

市職員は、職務の効果的かつ効率的な遂行のため、必要とされる知識の習得および技術等の向上に努め、自己研さんに努めることを規定しています。

市職員は、職務上習得した知識、経験および技術を生かし、自らも市民として、積極的にまちづくりに取り組み、参加するよう努めることが重要であると考え規定しています。

市職員は、法令に違反するような行為は許されません。市職員は、法令に違反し、市民からの信頼を損なう行為があることを確認した場合、小樽市職員倫理条例の定めるところにより、適正に対処することを規定しています。

## 8 行政運営

### (1) 総合計画

- ・市は、将来の小樽市の姿を明らかにするために、計画的かつ現実性のある総合計画を策定します。
- ・市は、総合計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。
- ・市は、市政に関する計画と施策を定める場合は、総合計画との整合性を図ります。
- ・市は、総合計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供し、社会状況の変化により必要に応じて、計画を見直します。

#### (解説)

ここでは、市が、小樽市の将来を見据えた政策展開の根幹として、「総合計画」を策定することを規定しています。また、「総合計画」の策定にあたっては、現実に即した計画であるべきと考えます。

※総合計画とは、小樽市の目指す将来都市像とその実現に向けた市政の運営方針を示す計画です。現在、実施している第6次小樽市総合計画では、以下の構想、計画をいいます。

基本構想 小樽市が目指す将来都市像と政策のあらましを定めます。

基本計画 基本構想を達成するための具体的な施策の進め方や主な事業を定めます。

実施計画 基本計画に示された施策や事業の実施年度、予算などを具体化し定めます。

市は、「総合計画」を策定するにあたって、総合計画策定の趣旨や、策定方法などについて積極的に情報提供を行い、より多くの市民の意見を取り入れられるよう、審議会のほか、様々な手法を用いて、市民意見の反映に努めることが必要と考えます。

市が政策を展開するにあたり、市政に関する計画や施策を定める場合、総合計画との整合性を図ることが必要と考え規定しています。

「総合計画」の実施にあたっては、実施の状況について進行管理を行い、市民へ情報提供を行うことを規定しています。また、「総合計画」が現実に即した計画であるために、社会状況の変化により、必要に応じて見直すことが必要と考えます。

## (2) 財政運営

- ・市は、健全な財政運営を図るとともに、予算の編成に際しては、総合計画との整合性を図るよう努めます。
- ・市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。
- ・市は、財政の状況、予算および決算の内容並びに公有財産の状況について、市民にわかりやすく情報を公表します。

### (解説)

市は、財政の状況を的確に把握し、財源の確保、有効な活用に努め、健全な財政運営を図ることを規定しています。そして、予算の編成に際しては、総合計画の趣旨を反映し、整合性を図ることが必要と考えます。

市は、土地や建物、有価証券などのほか、様々な公有財産を所管しています。これらの公有財産を、小樽市民共通の財産として、利活用の状況を適正に把握、管理し、将来に渡り効果的な利活用に努めることが必要と考えました。

市は、行政としての説明責任を果たすため、財政の運営状況や、各年度の予算および決算の内容、公有財産の状況について、市民へわかりやすく情報を公表し、透明性の高い財政運営を行うことが必要と考え規定しています。

## (3) 行政評価

- ・市は、施策等について行政評価を行い、その結果を市民へ公表します。
- ・市は、行政評価の結果を施策へ反映させるに際し、市民意見の反映に努めます。

### (解説)

市は、効率的な行政運営と市民サービスの向上のため、施策および事務事業等について客観性をもって行政評価を行い、その結果について市民へ公表することが必要と考えます。

行政評価の結果については、様々な意見があると考え、ここでの規定は、市が、行政評価の結果に対しての賛否両論を含めた様々な意見を取り入れ、施策へ反映することに努めることが必要と考えます。

#### (4) 組織運営

- ・市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民にわかりやすく、効率的で機能的な組織の編成に努めます。
- ・市は、効率的で効果的な行政運営のため、組織内の連携等を積極的に進めるものとします。

#### (解説)

市の組織は、市民にわかりやすく、効率的で機能的であるべきと考え、市が、様々な社会状況の変化や、市民ニーズの多様化に対応するため、組織について検討を行い、行政運営が効率的に、かつ効果的に行えるように編成することが必要と考えました。

市民ニーズの多様化への対応や、まちづくりの推進、また業務上の課題解決のために組織内の連携を積極的に行う必要があることを規定しました。

#### (5) 審議会等

- ・市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるように努めます。ただし、公募の委員を加えることが適当でないときは、加えないことができます。

#### (解説)

市は、施策等への市民意見の反映や、市政への関心を高めるため、法律、条例および要綱等の定めるところにより、様々な審議会等を設置していますが、審議会等を設置する場合、公募による委員を加えることが必要と考えました。ただし、法令等により委員とする人が特定されている場合などは、加えないことができることについて規定しています。

#### (6) 説明責任

- ・市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、わかりやすく説明します。
- ・市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査と検討を行い、誠実に対応します。

#### (解説)

市は、市政の遂行上、実施する施策について、その内容など、必要な情報について、市民へ十分に情報提供するとともに、市民に対してわかりやすく説明を行うことが必要と考えました。また、市民からの施策に対する意見、提案および要望があった場合には、その提出された趣旨を十分に調査、検討し、施策へ反映させることや、検討の結果、施策への反映が不可能である場合には、その理由、その後の対応などについて、提出者に対し誠実に説明を行うことが重要であり規定しています。

また、市民から市に対しての苦情等については、その内容を十分に調査し、苦情等が提出された背景と原因を考慮し、その解決について十分に検討を行い、誠実かつ速やかな対応が必要と考えます。

### (7) 政策法務

- ・市は、必要に応じて、条例、規則等の制定および改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈と運用を行います。

#### (解説)

国による地方分権一括法の施行により、自治体の法的権限が増しています。市は、法令の解釈および運用にあたっては、自治体の自己決定、自己判断に対する責務を果たすと同時に、まちづくりが効率的、効果的に推進されるよう行うべきことが必要と考えます。

### (8) 関与団体

- ・市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体および指定管理者等に対して、適切な運営が確保され、その目的が達成されるよう必要な意見、助言等を行います。

#### (解説)

市では、市民サービスの向上や、地域振興の推進のため、法人等に対し出資および職員の派遣、補助金の交付等の支援を行っている場合や、小樽市が所管する公共施設の管理を行うために指定管理者の指定などを行っている場合があります。これらが本来の目的が適切に達成されるように、責任をもって、必要な助言等を行うことが必要と考え規定しています。

#### ※指定管理者について

平成15年9月に地方自治法が改正されたことにより、「公の施設」の管理について、地方公共団体に代わり、施設管理を行う法人又はその他の団体。

### (9) 行政手続

- ・市は、市民の権利と利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導および届出に関する手続について、共通する事項を定めます。

#### (解説)

市には、法令の定めにより様々な権限が与えられており、その中には市民の権利と利益に関わるものも多くあります。このような権限が乱用されることなく、適切に行使されるために、市が行う行政処分や届出の処理などの手続について、共通する事項を定めることにより、市民の権利や利益を保護し、公正で、透明性の高い行政運営を行うことを規定しています。小樽市では、平成10年7月に「小樽市行政手続条例」を制定し、運用しています。

#### (10) 外部監査

- ・市は、必要に応じて、法令に定める外部監査人およびその他第三者による監査を実施します。

##### (解説)

市では、市長など他の執行機関から独立した立場で、市関係機関が財務に関する事務を法令等に準拠して適正に行っているか、また、効果的、合理的、能率的に行われているかについて、監査委員が監査を行っています。

ここでの規定は、それとは別に、市が、地方自治体の財務管理や事業の経営管理について優れた見識を持つ第三者と契約を締結し、外部による監査を行うことができることについて規定することが必要と考えました。

#### (11) 公益通報制度

- ・市は、別に条例で定めるところにより、市職員からの公益通報と市民からの公益目的通報による市政運営上の違法行為に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講じなければなりません。

##### (解説)

市職員が、公務員として法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為を確認した場合、市職員の責務において規定したように、通報する責務があります。この通報に対して、市は通報を受け、通報された市政運営上の違法行為等に対し厳正に対処することについて規定しています。小樽市では「小樽市職員倫理条例」を平成24年4月に制定し運用しています。

また、この条例では、市民からの通報についても「公益目的通報」として規定しています。

## 9 観光の振興

### (1) 観光の振興

- ・市および市民は、将来にわたり小樽市が、多くの人が訪れ、観光客と市民が小樽市の魅力を共有し、にぎわいのあるまちであることを目的として、観光の振興に努めます。
- ・市は、小樽の豊かな自然環境、歴史的景観等を生かし、国内外の観光客が何度も訪れたいくなる、魅力ある観光地を目指す施策を推進するように努めます。
- ・市民は、一人一人が観光都市の市民としての自覚をもって、観光客を温かく迎えるように努めます。

#### (解説)

小樽市は、豊かな自然環境と、明治、大正、昭和にかけて繁栄した歴史ある街並を背景に、年間に多くの観光客が訪れる、国内有数の観光都市となっています。

小樽の観光振興の目的は、小樽市が将来にわたり多くの人が訪れ、にぎわいのある街であり続けるため、観光客だけでなく私たち小樽市民一人一人が、小樽市内の様々なものの魅力を発見、再認識することや、小樽の街そのものの魅力を、市民と観光客が共有することが、観光の振興の目的であると考えます。

市は、観光施策の推進にあたっては、自然環境や歴史的景観など、小樽の強みを活かし、国内外の観光客が何度も訪れたいくなるような、小樽観光の魅力を高める政策を推進するよう努めることが必要と考えます。

小樽には年間多くの観光客が訪れます。そうした観光客の方々に、満足して小樽での時間を楽しんでいただく第一歩は、私たち市民一人一人の観光客への優しさであると考えます。そのような心がけを、観光都市である小樽市民として持つことが、観光の振興に繋がると考えます。

## 10 国、北海道、他の自治体等との連携と協力

### (1) 国、北海道および他の自治体との連携と協力

- ・市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道および他の自治体と対等に連携と協力を図ります。

### (2) 関係機関との連携と協力

- ・市は、政策の立案、課題の解決および特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と対等に連携と協力を図り、その情報や知識などをまちづくりに生かすよう努めます。

#### (解説)

市は、まちづくりにおいて、広域的に共通の課題とされる事項について、必要に応じて、国や北海道、北しりべし地域をはじめとする他の自治体と対等に連携し、協力して解決を図ることが必要と考えます。

小樽市内には、学校法人をはじめ、NPOなど公共的な目的をもった様々な団体が活動しています。市は、政策の立案や課題の解決、特色ある地域づくりのために、これらの団体の情報、知識および意見などを積極的に取り入れ、まちづくりに生かすことが重要と考え規定しました。

## 11 安全で安心な地域づくり

### (1) 安全で安心な地域づくり

- ・市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるように、防犯および交通安全運動を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。
- ・市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。

#### (解説)

市は、小樽市内に暮らす市民が、それぞれの地域で、安全で安心な暮らしを営むことができるように、防犯や交通安全などの運動を推進するとともに、天災、人災などの災害に対して十分な備えを行い、危機管理体制の整備を行うことが重要と考え規定しました。

市は、防災に対する危機管理体制の構築にあたっては、国、北海道をはじめ、関係機関や、地域住民などと連携し、協力することを規定しています。そして市民の防災に対する意識向上や、必要な情報提供を行うことが必要と考えます。

## 1 2 条例の位置付け

### (1) 条例の位置付け

- ・市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定および改廃、まちづくりに関する計画の策定と施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、整合性を図ります。

### (2) 条例の見直し

- ・市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽市のまちづくりに適しているかどうかを検討します。
- ・市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例の改正等の必要な措置を講じます。

### (解説)

この条例は、小樽のまちづくりの基本です。条例の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定などにあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図ることが重要であると考え規定しました。

この条例は、まちづくりの基本を示すものであることから、その時代のまちづくりの実情に即したものであるべきと考えます。

そのため、5年を超えない期間ごとに、この条例が、まちづくりにどのように生かされているかなどを検証することについて規定しています。

前項の検証により、この条例が、現実のまちづくりに即しておらず、実効性が失われていることなどが確認された場合、市は、この条例の改正など、必要な措置をとることが必要と考えます。

### Ⅲ 策定委員会としての附帯意見

私たち、小樽市自治基本条例策定委員会が、自治基本条例策定のために議論を重ねる過程において、これからの小樽のまちづくりのため、不可欠と思えるような有意義な意見が多数ありました。それらのうち条例では表現しきれない意見も含め、策定委員会としての附帯意見を添えさせていただきます。

#### 1. 自治基本条例の制定について

私たちは、これからの小樽のまちづくりについて、様々な市民の方々のご意見をいただきながら、現在の小樽におけるまちづくりの現状や問題点、これからの行政と市民との協力のあり方について議論を重ね、この提言書を取りまとめました。

この提言書が示す自治基本条例は、これからのまちづくりにとって必要不可欠であると考えますので、この提言の内容に沿った自治基本条例の制定を望みます。

#### 2. 自治基本条例の周知について

私たちは、この自治基本条例は、あらゆる市民が、その趣旨と意味を理解し、自らのものとして受け止めていくことが必要と考えます。そのためには、あらゆる世代の人々が理解できるように、周知の手段や説明の仕方などを工夫する必要があると考えます。

また、市職員全員が、これからのまちづくりを市民との協働（それぞれの役割のもと、協力し行動する）によって進めるために、この条例が不可欠であるものとして認識し、実践していくことが重要と考えます。

#### 3. 協働によるまちづくりの実効性を高める施策の推進について

私たちの委員会では、協働とは「対等な立場で協力し行動すること」と定義しました。しかしながら、小樽におけるまちづくりの現状として、市民と市が、お互いを認識し、協力し共に行動する体制が十分であるとは言えません。協働によるまちづくりの実効性を高めるため、以下のような施策の推進が必要と考えます。

- ① 小樽市の現状の部署として、市民がまちづくりを行う上で、総合的な窓口となり、協働によるまちづくりの推進および自治基本条例の周知、推進および検証を行う部署を創設することを望みます。
- ② これからの協働のまちづくりにおいて、市が、いかに市民と密接に意見を交わし、認識を共有し、市民目線に立ったまちづくりを行えるかが重要であると考えます。そのため、市職員が地域の担当として、意見の交換、地域の課題の共有、要望の把握、市政運営の状況説明と地域意見の市政への反映を行うような、地域と行政がより密接な協力体制を構築するための制度の創設を望みます。

## IV おわりに

わたしたち、小樽市自治基本条例策定委員会では、冒頭のとおり、平成22年8月の発足以来、約2年にわたり計26回の策定委員会を開催し議論を重ねました。また、提言書策定にあたり、多くの市民の意見を取り入れるため、平成23年2月および3月にワークショップ、平成23年10月には「まちづくりフォーラム」を開催し、多くの市民の方たちよりご意見を頂き、この提言書を策定いたしました。

この策定作業を通じて、小樽に住む人や、小樽に関わっている人たちが、将来にわたって、小樽のことを誇りに思い、安心して心豊かに暮らしていくためには、私たち一人一人が、まちづくりの主演としての自覚をもって、互いに助け合いながらまちづくりに取り組んでいくことが大切であることを改めて認識したところです。

まちづくりにあたっては、議会、行政にも役割があり、市民との情報共有により、協力して行動することが不可欠であることは言うまでもありません。そのためには、議会や行政は、より市民と対話し、理解され、信頼されることが必要であると考えます。

その基本的なルールとなるのが、小樽市自治基本条例であると考えます。そして条例を策定したことがゴールではなく、これから新しいまちづくりを進めるため、この条例の基に小樽が新たな第一歩を踏み出すことが必要であることを申し添えて、この提言のおわりにいたします。

小樽市自治基本条例策定委員会（本書は自署）

横 山 純一（会 長）

石 黒 匡人（副会長）

荒 田 純 司

小笠原 眞結美

栗 田 克 夫

佐 藤 美代子

神 野 七生子

田 口 智 子

中 一 夫

山 埜 岳

## V 参考資料

### ①策定委員会開催状況

回数	日時	開催内容
第1回	平成22年 8月31日(火)	・委嘱状交付・市長挨拶・自治基本条例セミナー
第2回	平成22年 9月22日(水)	・自治基本条例セミナー ・庁内研究会報告書について
第3回	平成22年10月 6日(水)	・自治基本条例～道内他市の状況～ ・小樽市における住民参加・協働の取組 ・小樽市の財政状況について
第4回	平成22年10月18日(月)	・小樽市総合計画について ・日程確認ほか
第5回	平成22年11月11日(木)	・フリーディスカッション
第6回	平成22年11月22日(月)	・自治基本条例に盛り込むべき項目 ・ワークショップ開催について
第7回	平成22年12月14日(火)	・情報の共有について
第8回	平成23年 1月18日(火)	・ワークショップ開催について ・日程確認ほか
第9回	平成23年 2月23日(水)	・情報の共有について ・日程確認ほか
第10回	平成23年 3月15日(火)	・ワークショップの結果について ・住民参加・協働、住民投票について
第11回	平成23年 4月25日(月)	・情報の共有について ・住民参加・協働、住民投票について
第12回	平成23年 5月18日(水)	・住民参加・協働、住民投票について
第13回	平成23年 6月22日(水)	・住民参加・協働、住民投票について
第14回	平成23年 7月 6日(水)	・住民参加・協働について
第15回	平成23年 7月22日(金)	・市民の権利・責務、市長、市職員および議員の責務
第16回	平成23年 8月25日(木)	・フォーラムの開催について ・住民参加・協働について
第17回	平成23年 9月13日(火)	・市民の権利・責務、市長、市職員および議員の責務
第18回	平成23年10月26日(水)	・住民参加・協働について
第19回	平成23年11月21日(月)	・市民の権利・責務、市長、市職員および議員の責務
第20回	平成23年12月19日(月)	・市長、市職員の責務について
第21回	平成24年 3月26日(月)	・行政運営について
第22回	平成24年 4月23日(月)	・行政運営について
第23回	平成24年 5月23日(水)	・地域特性について
第24回	平成24年 8月23日(木)	・提言書の検討について
第25回	平成24年 8月29日(水)	・提言書の検討について
第26回	平成24年 9月13日(木)	・提言書の検討について

②検討部会開催状況

・検討部会 A（栗田委員、佐藤委員、神野委員、中委員）

回数	日時	開催内容
第1回	平成23年 6月 6日（月）	・住民投票について
第2回	平成23年 8月16日（火）	・住民参加・協働について
第3回	平成23年10月 3日（火）	・住民参加・協働について

・検討部会 B（荒田委員、小笠原委員、田口委員、山埜委員）

回数	日時	開催内容
第1回	平成23年11月 7日（月）	・市民の権利・責務、市長、市職員および議員の責務
第2回	平成24年 1月30日（月）	・行政運営について

③提言文案起草部会開催状況

・提言文案起草部会 A（小笠原委員、佐藤委員、神野委員、中委員）

回数	日時	開催内容
第1回	平成24年 6月 6日（水）	・情報の共有について
第2回	平成24年 7月 6日（金）	・住民参加・協働、基本原則について
第3回	平成24年 7月17日（火）	・基本原則、総則について

・提言文案起草部会 B（荒田委員、栗田委員、田口委員、山埜委員）

回数	日時	開催内容
第1回	平成24年 6月12日（火）	・市民の権利・責務、市長、市職員および議員の責務
第2回	平成24年 6月29日（金）	・行政運営について
第3回	平成24年 7月19日（木）	・他の自治体との連携ほか

④前文起草部会開催状況

・前文起草部会（荒田委員、小笠原委員、神野委員）

回数	日時	開催内容
第1回	平成24年 3月26日（月）	・前文の構成等について
第2回	平成24年 5月23日（水）	・前文の検討
第3回	平成24年 6月 6日（水）	・前文の検討
第4回	平成24年 7月19日（木）	・前文の検討

⑤ワークショップ開催状況

第1回 テーマ 「小樽をもっとすみよいまちにするために」  
 日時 平成23年 2月23日(水) 18:00~20:30  
 場所 小樽経済センター4F  
 参加者 33名

第2回 テーマ 「市役所や議会に望むこと～あなたならどうしますか」  
 日時 平成23年 3月 2日(水) 18:00~21:00  
 場所 小樽経済センター4F  
 参加者 26名

⑥フォーラム開催状況

日時 平成23年10月26日(水) 18:30~21:00  
 場所 小樽経済センター4F  
 内容 基調講演「なぜ市民参加と協働 ～ 現在の問題とこれから」  
 ・講師 横山 純一 氏(北海学園大学教授)  
 パネルディスカッション「市民参加と協働 ～ 現在の問題とこれから」  
 ・コーディネーター 石黒 匡人 氏(小樽商科大学教授)、他パネラー数名  
 ・参加者53人

⑦委員名簿

・小樽市自治基本条例策定委員会名簿

※敬称略 五十音順

団体名等	職名等	氏名
小樽青年会議所	監事	荒田 純司
小樽商科大学	教授	石黒 匡人(副会長)
センチュリー・プラザ・オタル	代表幹事	小笠原 眞結美
小樽市高齢者懇談会 杜のつどい	副会長	栗田 克夫
ネットワーク・らん	幹事	佐藤 美代子
小樽商科大学	学生	神野 七生子
株式会社FMおたる	制作・パーソナリティー	田口 智子
NPO 法人小樽朝里のまちづくりの会	事務局長	中 一夫
小樽商科大学	学生	山埜 岳
北海学園大学	教授	横山 純一(会長)